

婦人労働資料 第 41 号

労働組合のなかの婦人

— 1954 年 —

労働省婦人少年局

はしがき

一九五四年は、過去一年にわたつて遂行された緊縮政策に強く影響されて、労働組合としては、デフレ経済下の労働運動をどのような方向と形において展開していくか、また現下の窮状を如何にして切抜けるべきかに苦慮した点にその特徴がみられます。

このような労働組合全般のうごきと、婦人の地位に関連する一般情勢のもとに、組織のなかの婦人部として、どのような足どりをのこしたでしょうかまた、婦人部が前年度の課題としてもち越した懸案や具体策について、どのような活動がすゝめられたでしょう。

この資料は、前年度にひきつゞき、昭和二十九年における労働組合のなかの婦人の概況をとりまとめたものでありまして、婦人の労働教育に関心の深い方々や、婦人組合員のみなさんの御参考に供しようとするものです。不備の点多々ありますが、幾分でもお役にたてば幸いです。

一九五五年五月

目次

第一部 労働組合のなかの婦人の概観	一頁
男女別労働組合員数(第一図)	三
産業別男女別労働組合員数(第二図)	四
製造業における男女別労働組合員数(第三図)	五
都道府県別女子労働組合員数(第四図)	六
産業別男女別労働組合員数(第五図)	七
産業別女子雇用者数に対する女子推定組織率の比較(第六図)	八
年次別男女別労働組合員推定組織率の推移(第七図)	九
適用法規及び産業別女子組合員の分布状況(第八図)	一〇
産業別労働協約の締結率及び女子の適用率(第九図)	一一
労働協約中女子に特殊な規定を有する組合数(一〇)及び規定内容(第十図)	一二
常設的労使協議機関の有無別女子組合員数(十一図)	一三
全国主要労働組合のなかの婦人の割合(第十二図の一)	一四
全国主要労働組合のなかの婦人の割合(第十二図の二)	一五
第二部 労働組合婦人部の現況	一七
一、婦人部の規約	一九
二、婦人部の活動状況	二〇
組織活動	二一
調査活動	二二
教育啓蒙活動	二三
資料の作成	二四
三、婦人部がとりあげた諸問題	二五
第三部 労働組合のなかの婦人の声	二七
一、単組婦人との懇談会より	二八
二、労働組合婦人指導者研究会より	二九
付表Ⅰ 産業別単位労働組合数及び組合員数	三〇
付表Ⅱ 都道府県別単位労働組合数及び組合員数	三一
付表Ⅲ 産業別男女別労働組合員推定組織率	三二
付表Ⅳ 年次別男女別労働組合員推定組織率	三三
付表Ⅴ 適用法規及び産業別単位労働組合数及び組合員数	三四
付表Ⅵ 産業別労働協約適用単位労働組合	三五
付表Ⅶ 労働協約中女子に特殊な規定の有無	三六
付表Ⅷ 産業別常設的労使協議機関を有する単位労働組合数及び組合員数	三七
添付資料	三九
一、全国主要労働組合系統表	四〇
二、全国主要労働組合婦人部、青年婦人対策部名簿一覧	四一

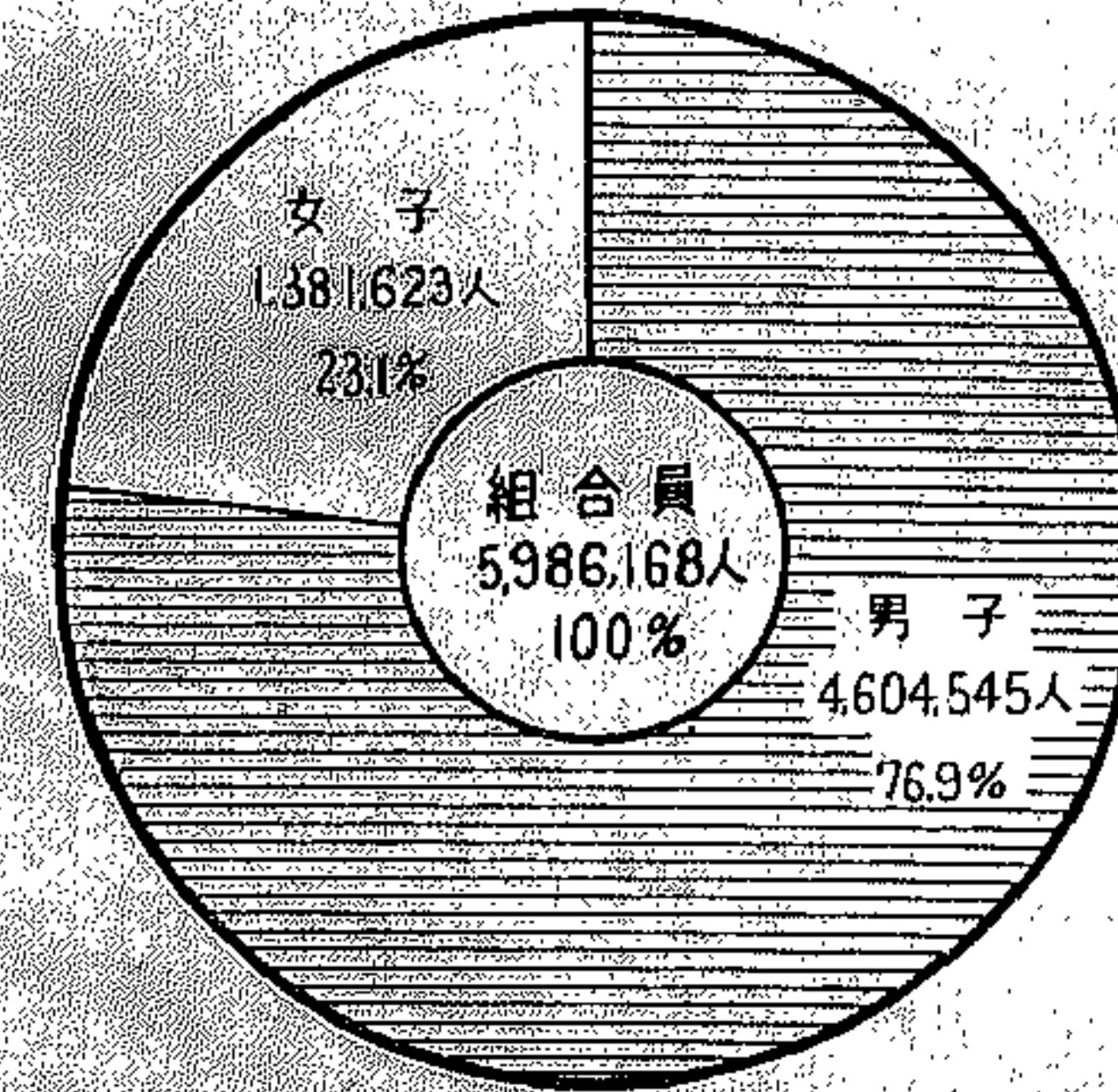
第一部

労働組合のなかの婦人の概観

第1図 男女別労働組合員数

〔男女別分布〕

(1954年6月)



267

$$\frac{1,381,623}{5,986,168} \times 100 = 23.1\%$$

$$\frac{4,604,545}{5,986,168} \times 100 = 76.9\%$$

注 付表1 産業別単位労働組合数及び組合員数参照。

労働省労働統計調査部調一労働組合基本調査



労働省労働統計調査部調一労働組合基本調査

【解説】

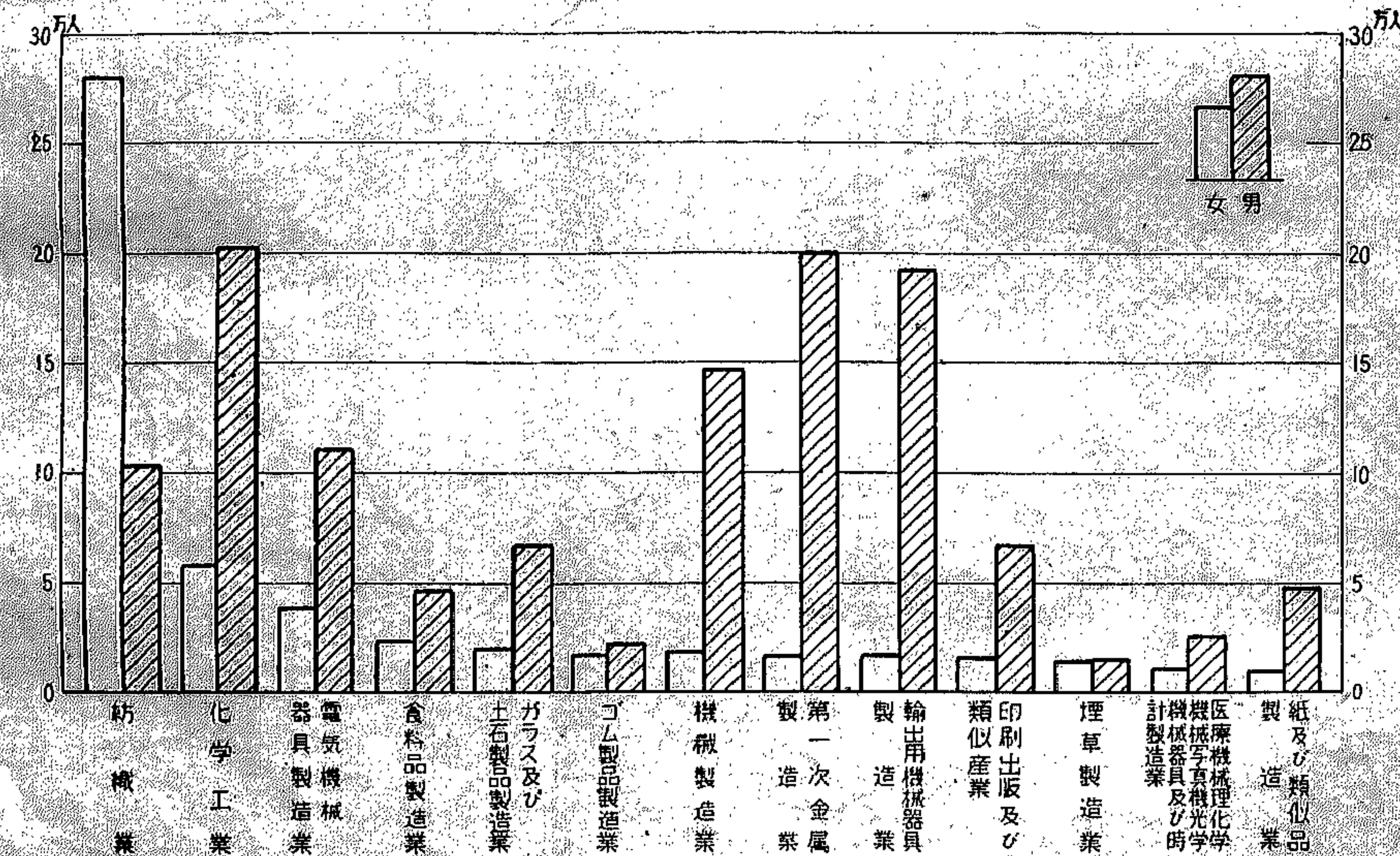
男女組合員の割合は、労働組合員100人について男子約77人、女子23人で、例年の調査と大差ない。

女子組合員数は前年同月の1,357,965人に比し、1.7%増、同じく男子は4,498,321人に比し、2.5%の増となっている。

第3図 製造業における男女別労働組合員数

(製造業における分布)

(1954年6月)



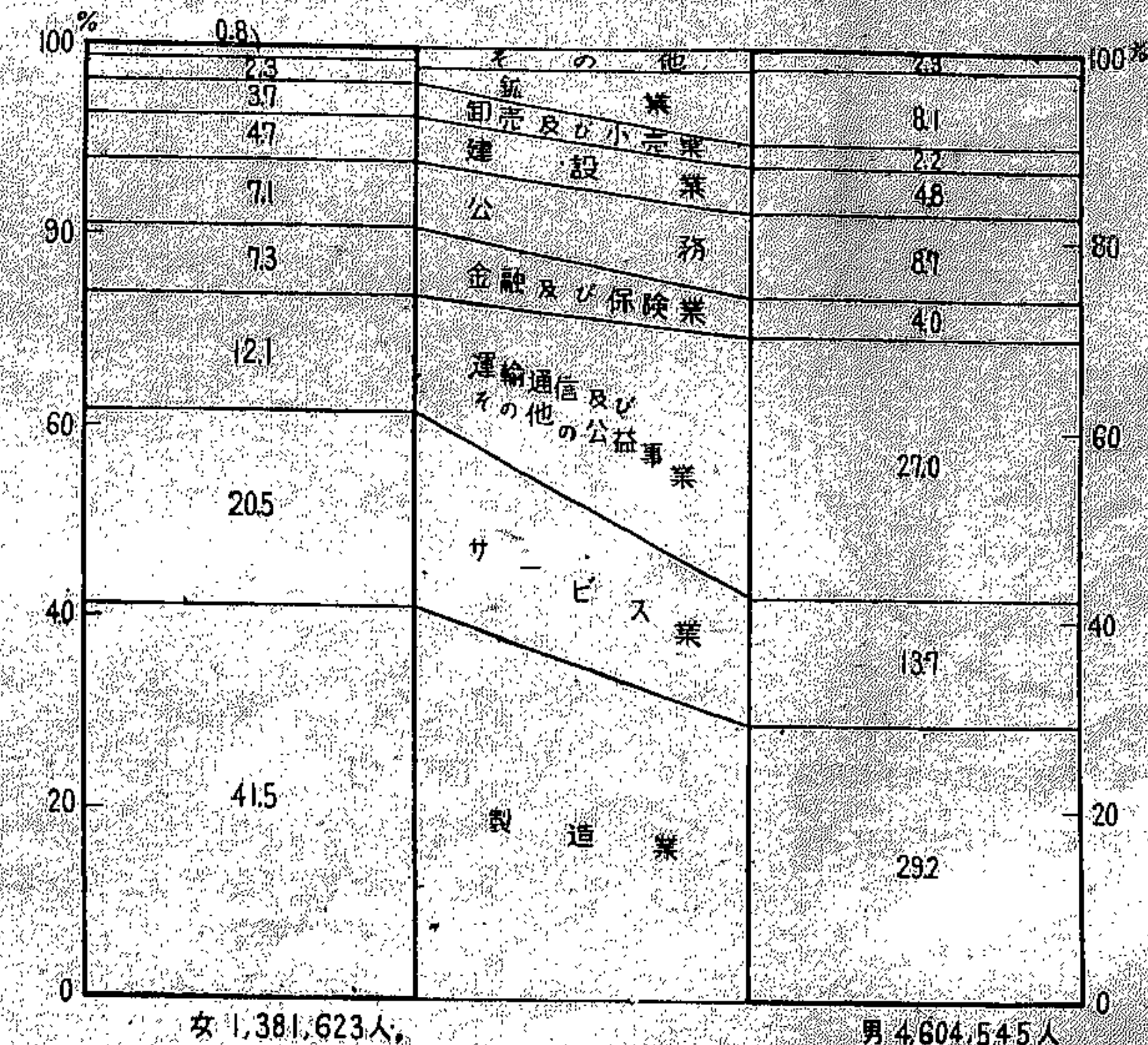
注 1) 製造業中女子組合員 10,000人以上を掲載(日本標準産業分類、中分類)
2) 付表1 産業別単位労働組合数及び組合員数参照。

労働省労働組合基本調査

第2図 産業別男女別労働組合員数

(産業別分布)

(1954年6月)

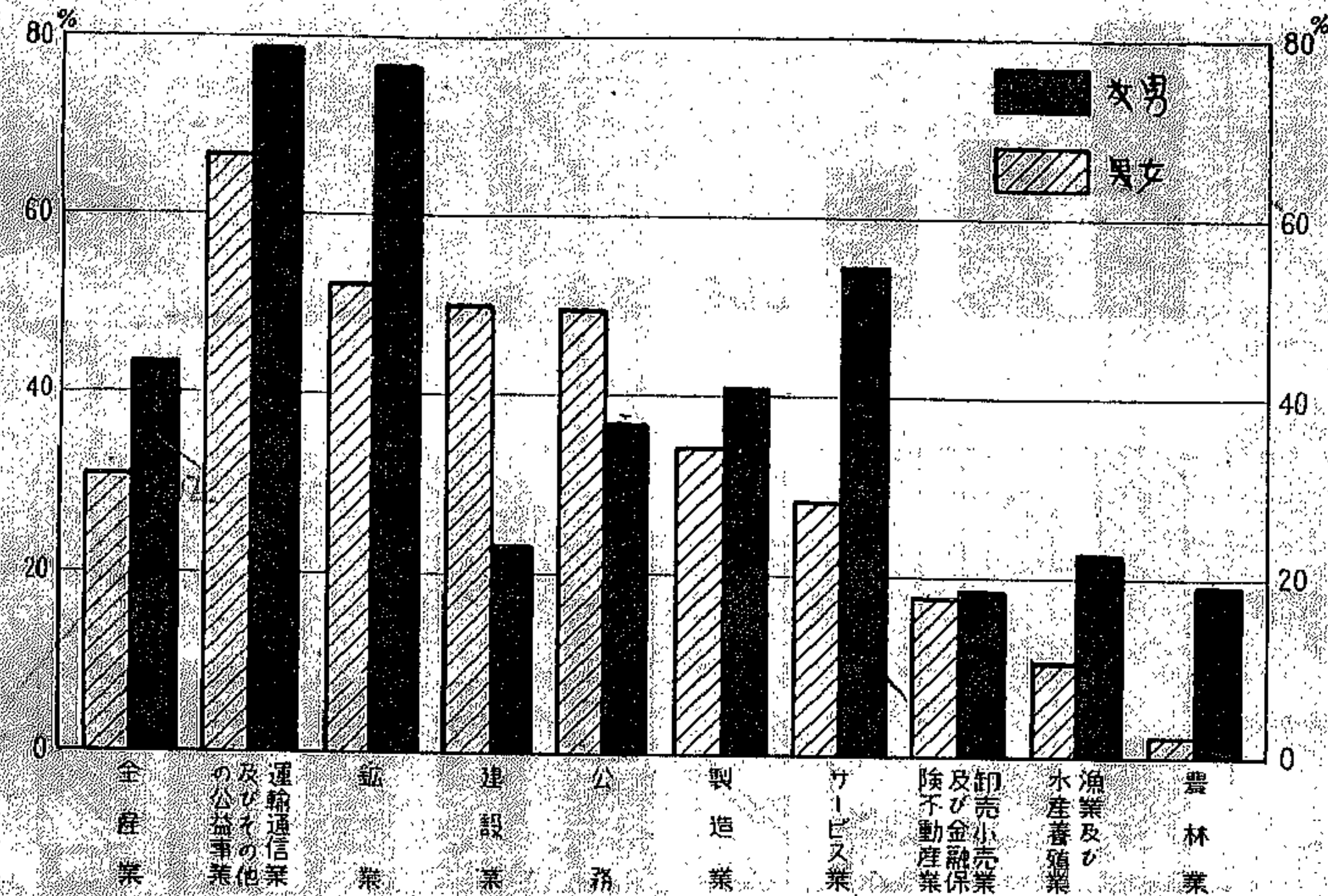


注 産業分類は日本標準産業分類大分類。

付表1 産業別単位労働組合数及び組合員数参照。

労働省労働組合基本調査

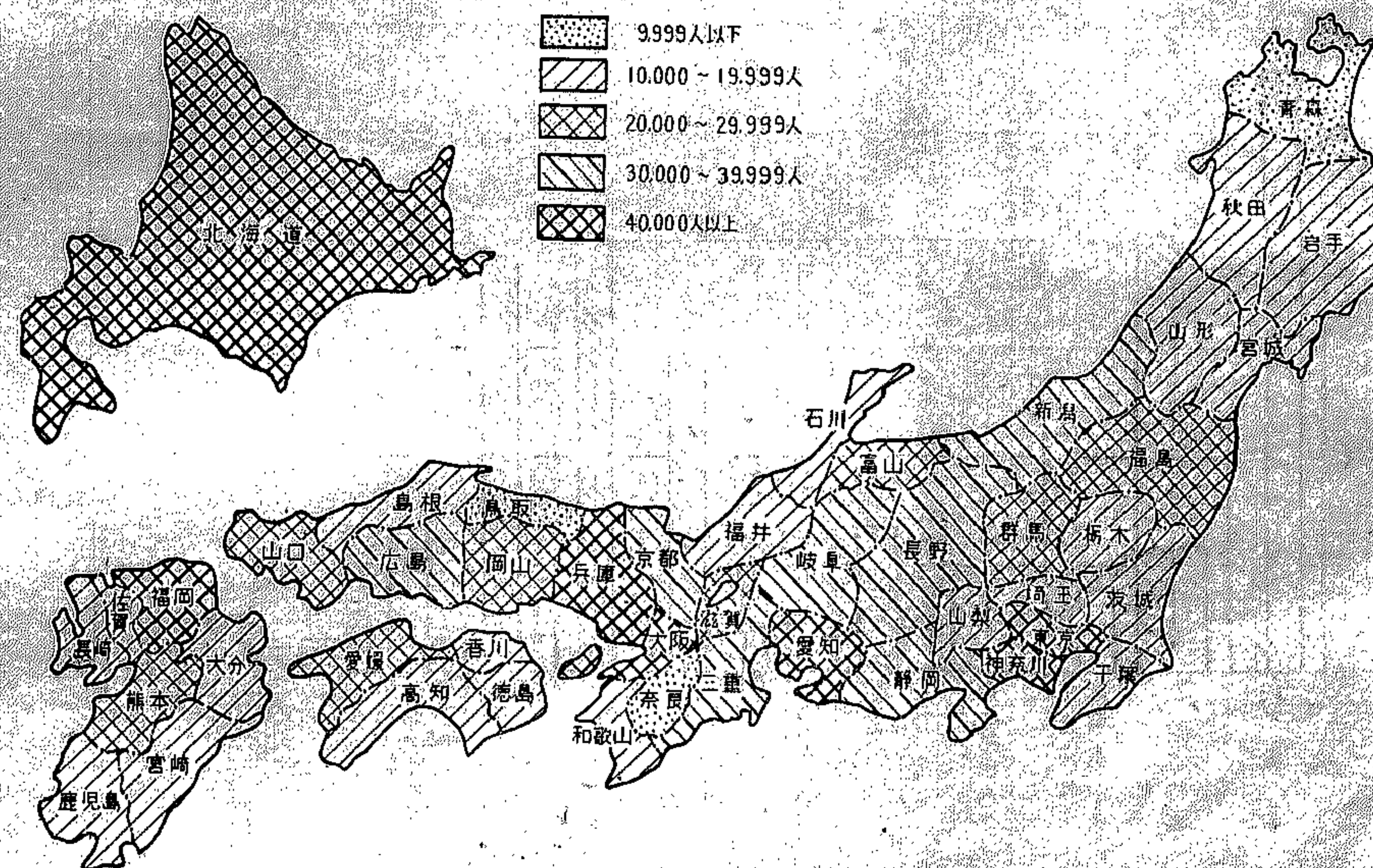
第5図 産業別男女別労働組合推定組織率
(1954年6月)



注 付表3 産業別男女別組合推定組織率参照。

労働省労働組合基本調査

第4図 都道府県別女子労働組合員数
(地域別分布)
(1954年6月)



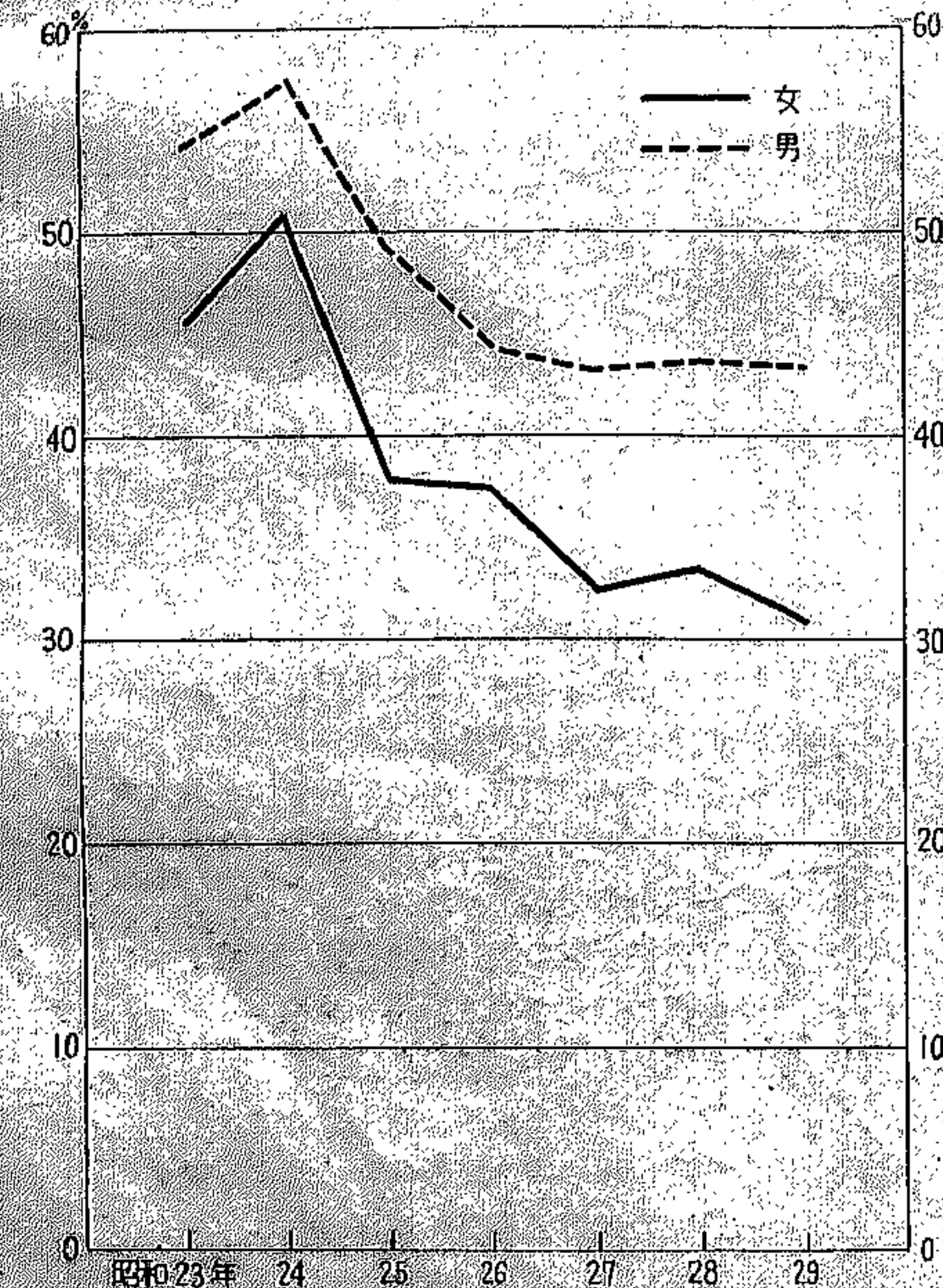
注 2表付 都道府県別単位労働組合県数及び組合員数参照

労働省労働組合基本調査

第7図 年次別男女別労働組合推定組織率の推移

(戦 後)

(1954年6月)



注 付表4 年次別男女別労働組合推定組織率参照。

【解 説】

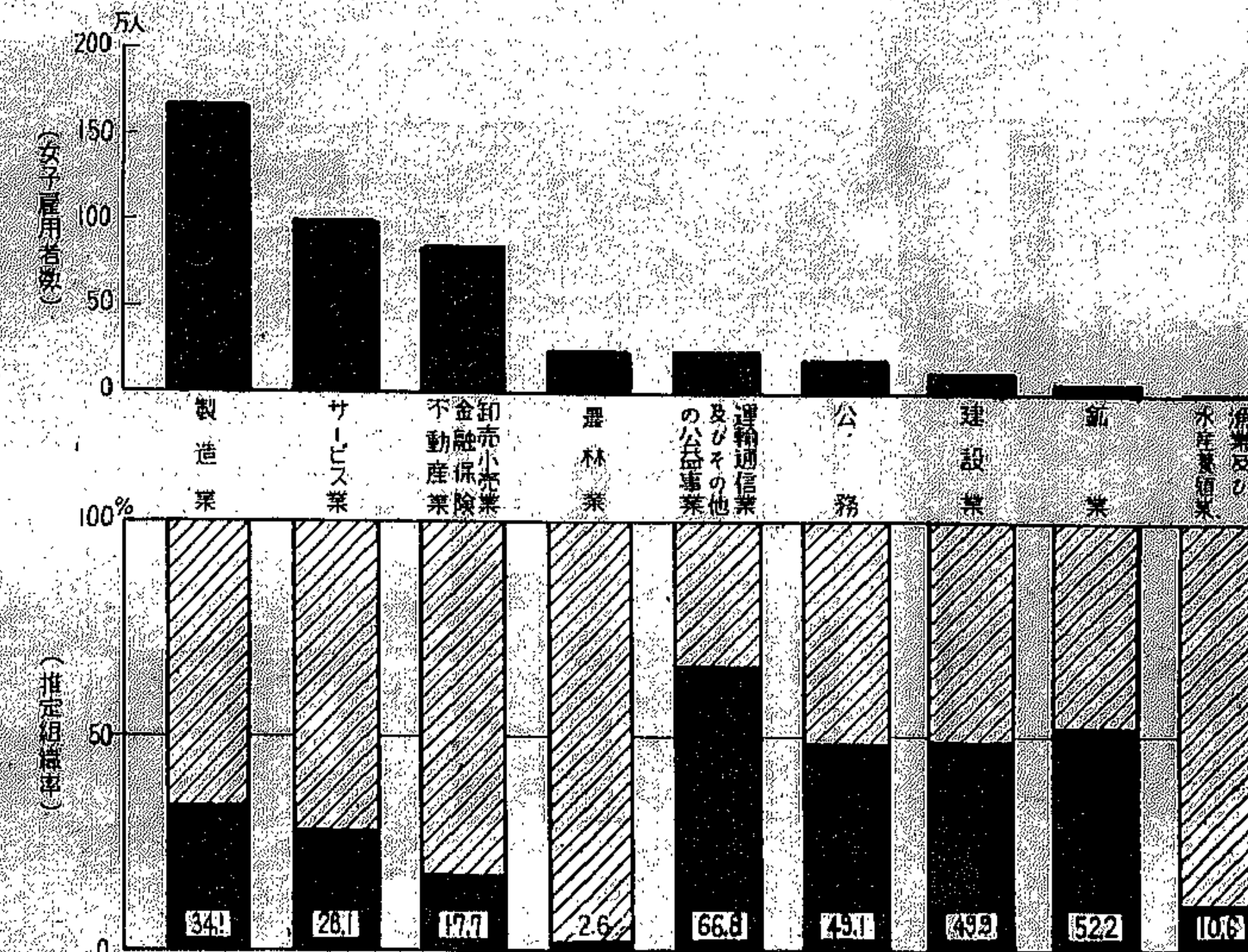
前年に比し組織率のやや向上している産業は、建設業(8%)公務(0.2%)であり、組織率の低下している産業は、運輸通信その他の公益事業(16.9%)鉱業(13.5%)である。

全産業における女子の推定組織率は前年に比して2.6%の低下を示している。

労働省労働組合基本調査

第6図 産業別女子雇用者数に対する女子推定組織率の比較

(1954年6月)

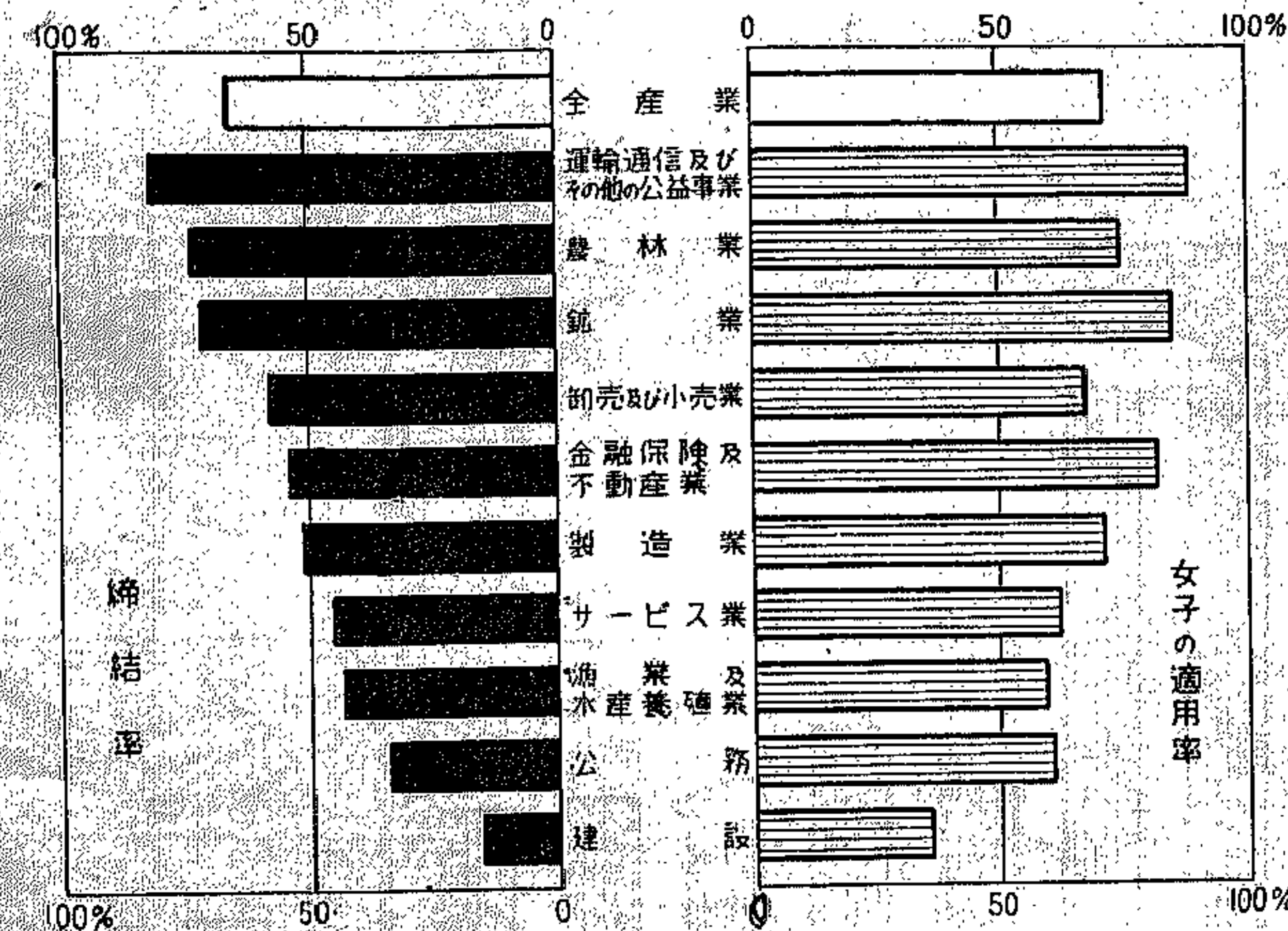


- 注 1) 産業分類は日本標準産業分類中分類。
2) 雇用者数は総理府労働力調査による。
3) 付表3 産業別男女別労働組合推定組織率参照。

労働省労働組合基本調査

第9図 産業別労働協約の締結率及び女子の適用率

(1954年6月)



【解説】

締結率——労働協約を締結できる組合（労働組合法、公共企業体等労働関係法及び地方公営企業労働関係法の適用をうける組合）が労働協約を締結している程度。

適用率——全組合員数に対して協約の適用をうける組合員の割合。

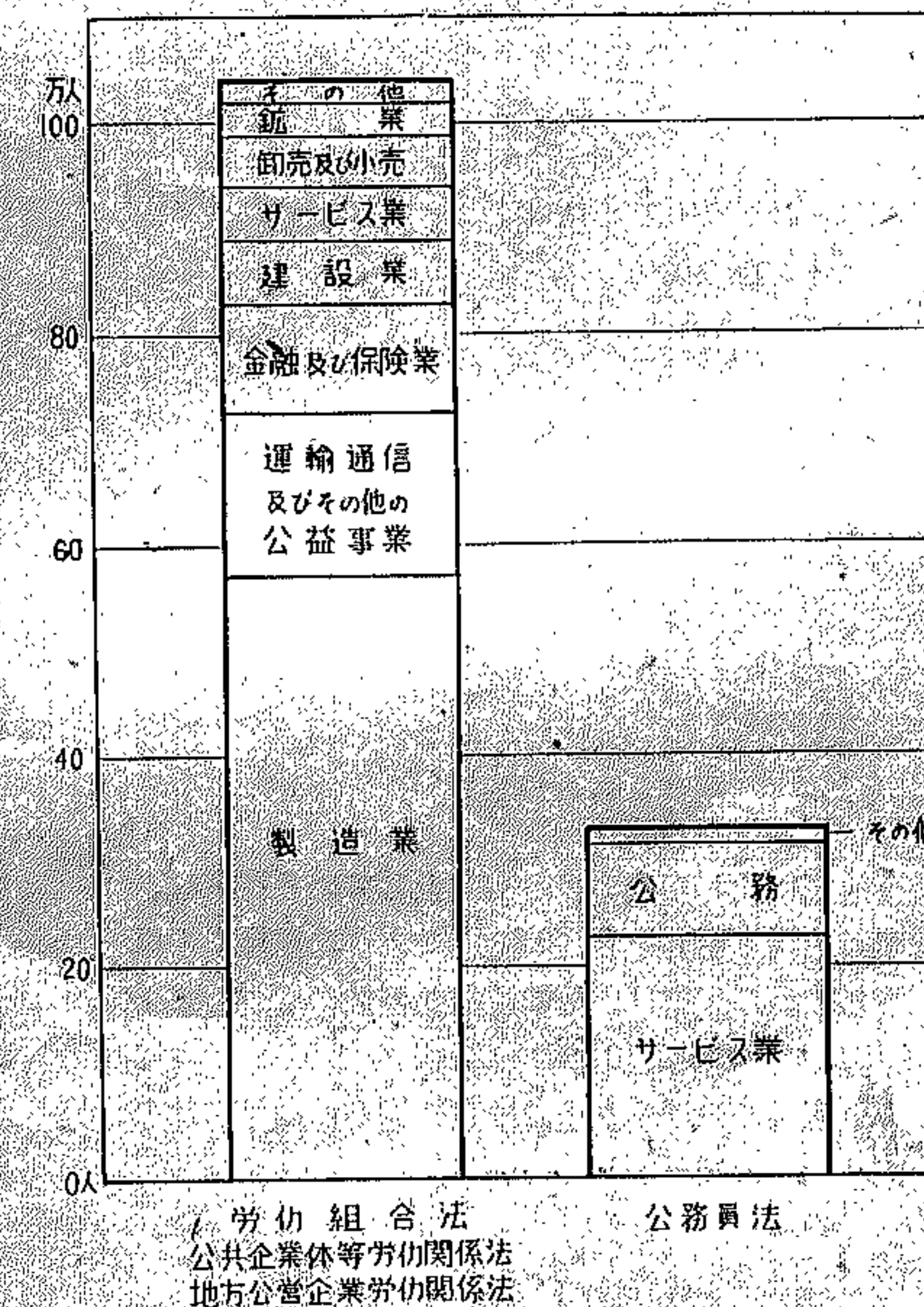
この調査では、製造業のなかの煙草製造業、運輸通信及びその他の公益事業のなかの鉄道業が100%を示している。

注 付表6 産業別労働協約適用単位労働組合及び組合員数参照。

労働省労働組合基本調査

第8図 適用法規及び産業別女子組合員の分布状況

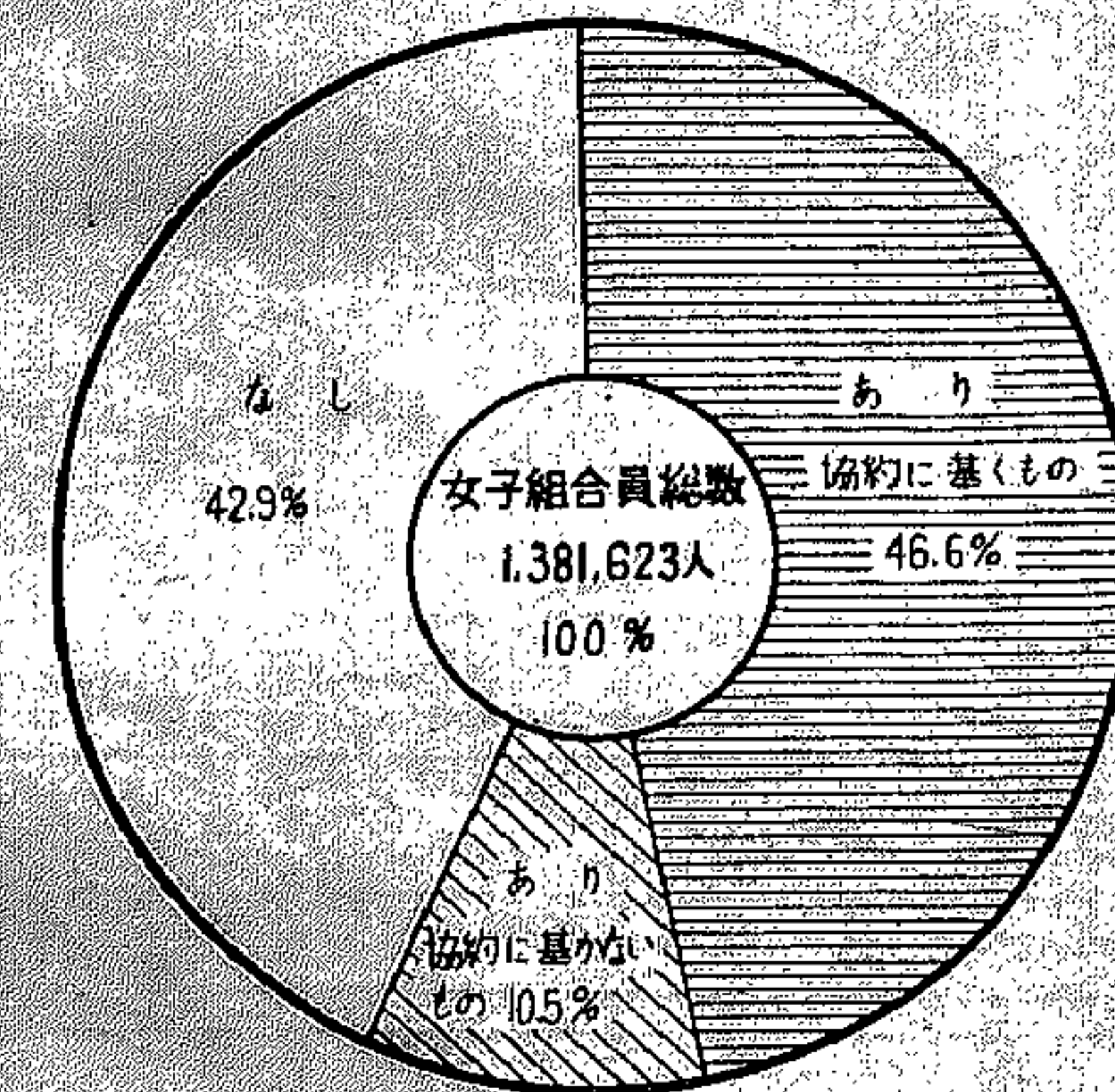
(1954年6月)



注 付表5 適用法規及び産業別単位労働組合数及び組合員数参照。

労働省労働組合基本調査

第11図 常設的労使協議機関の有無別女子組合員数
(1954年6月)



【解 説】

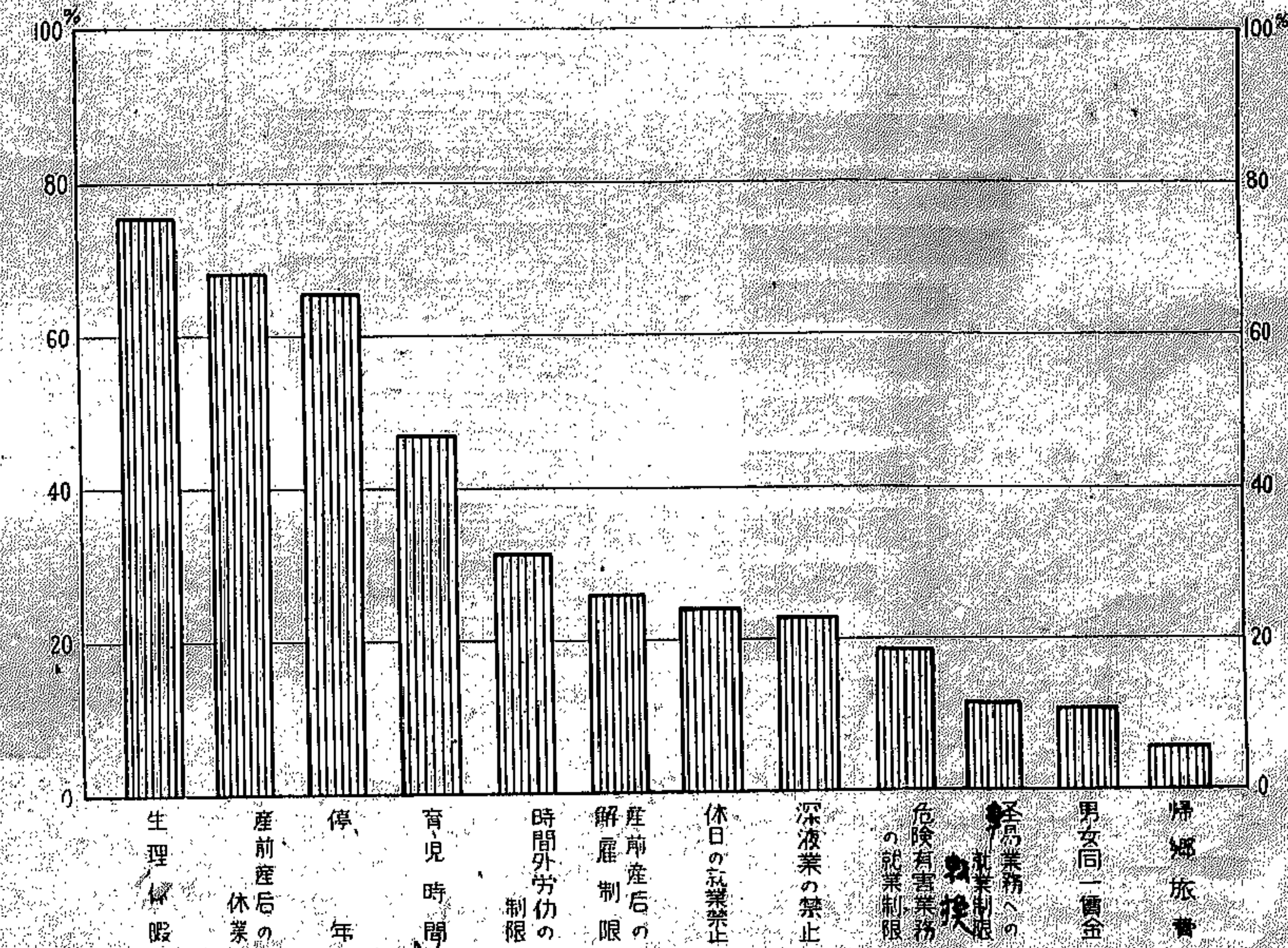
ここにいう労使協議機関とは、その名称の如何をとわず、労使の間に設けられている協議決定機関、協議機関、あるいは諮問機関のすべてを指している。その内容は次の三区分に大別される。

- (1) 労働条件に関するもの
賃金、雇用、労働時間、福利厚生、労働災害、安全衛生等
- (2) 主として生産に関するもの
生産計画、方法、生産能率、生産設備、作業方法等
- (3) 単なる苦情紛争に関するもの
労働協約の解決や履行について紛争あるいは組合員の不平不満を処理するためのもの

注 付表8 産業別常設的労使協議機関を有する単位労働組合数及び組合員数参照。

労働省労働組合基本調査

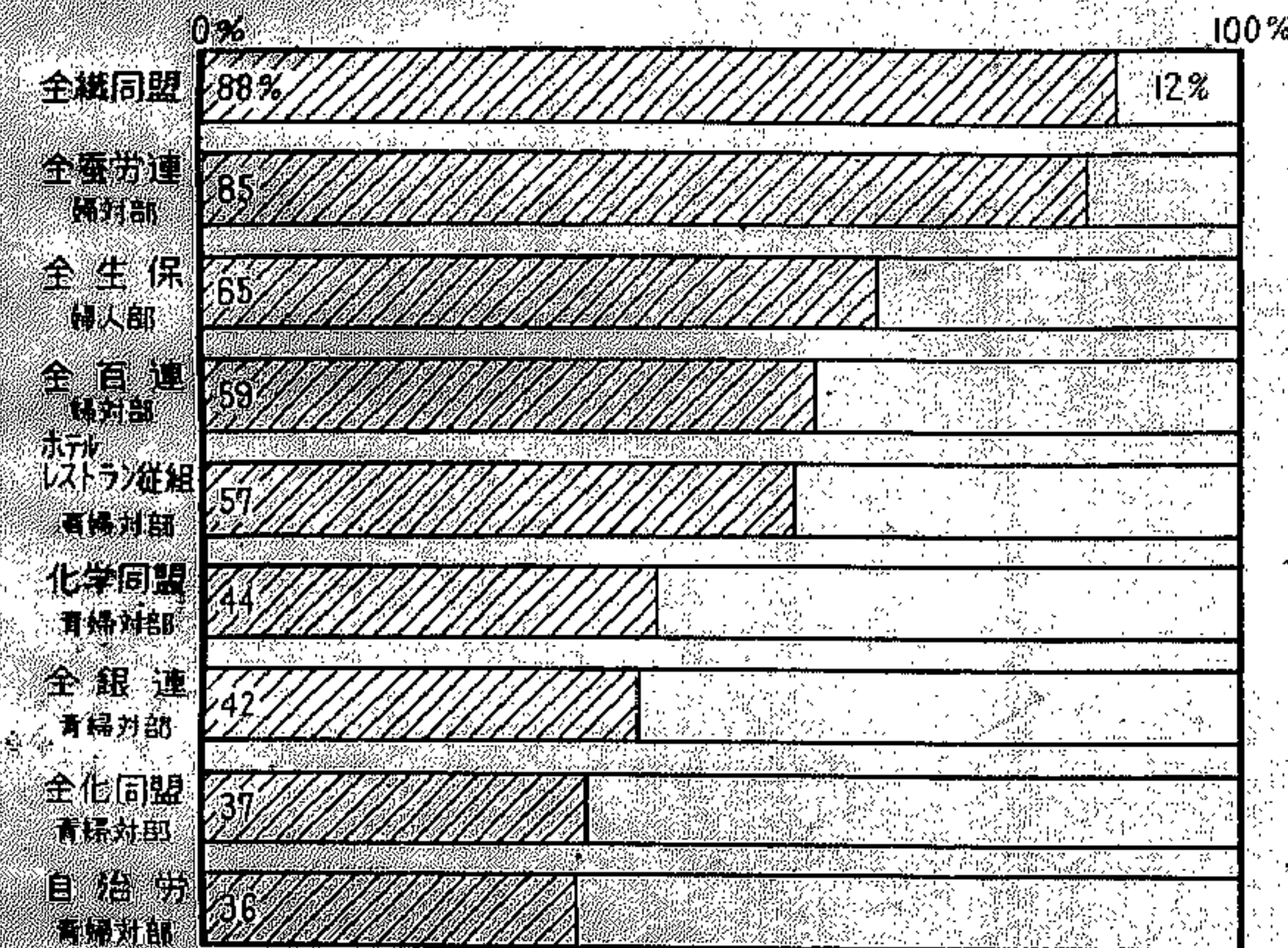
第10図 労働協約中女子に特殊な規定を有する組合数 (%) 及び規定の内容
(1954年10月)



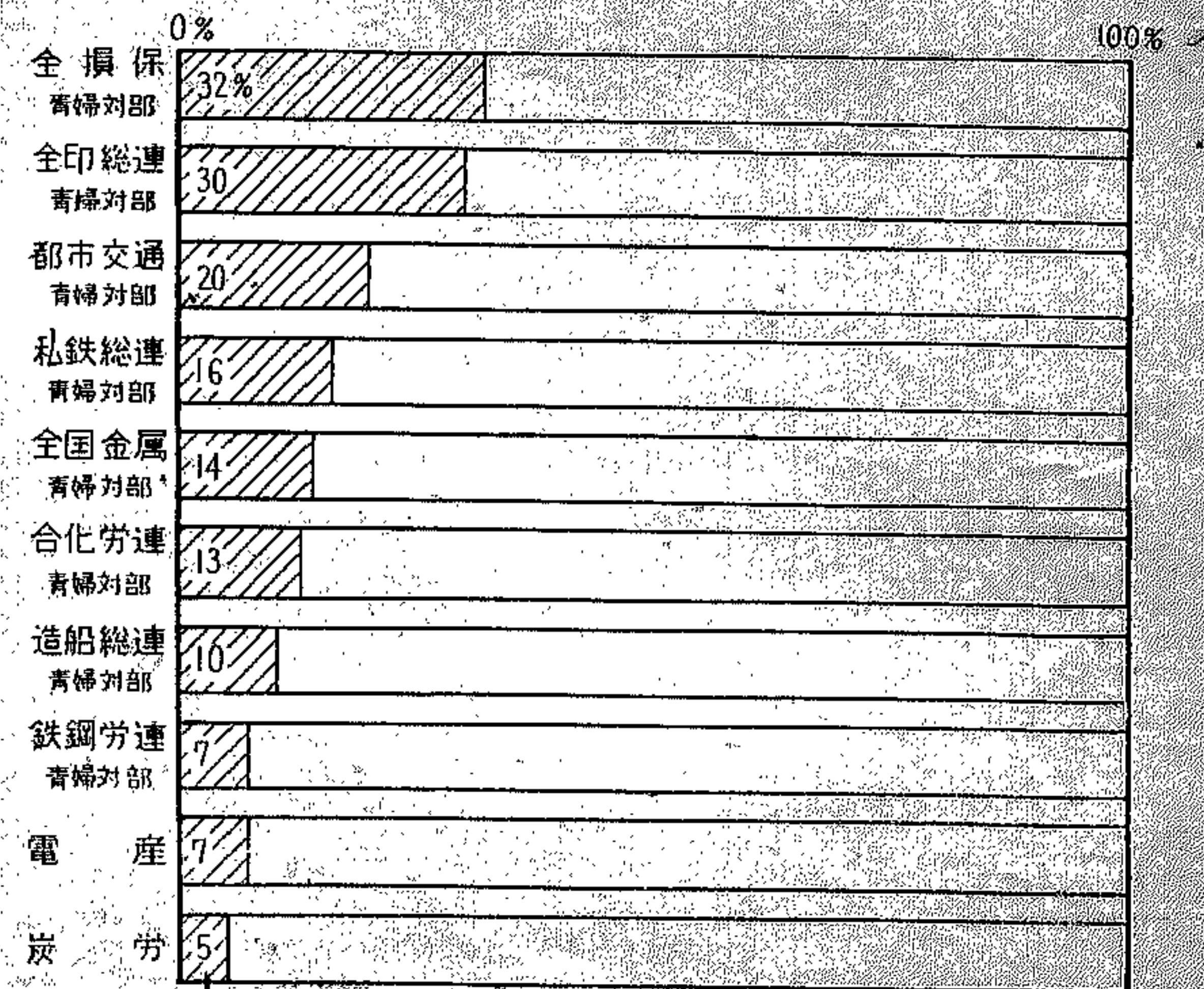
注 付表7 労働協約中女子に特殊な規定の有無参照。

婦人少年局調—労働協約中女子に特殊な規定に関する調査

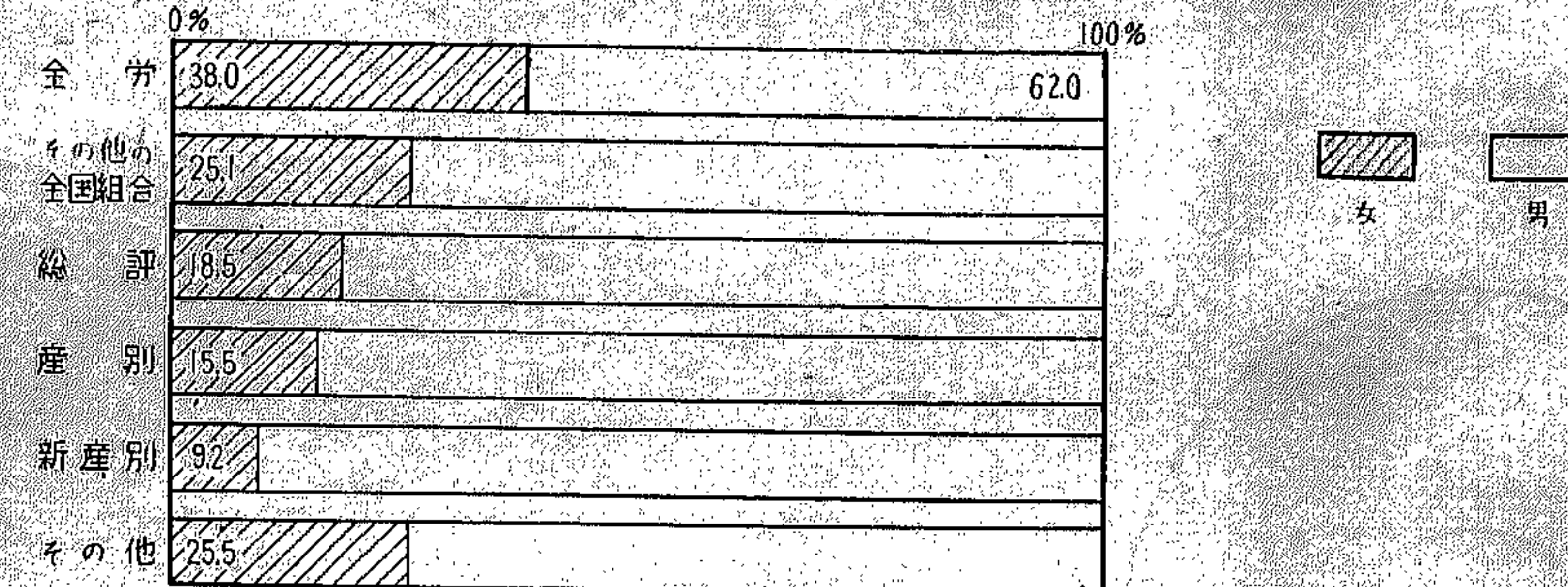
第12図 全国主要労働組合のなかの婦人の割合(2)
(1954年6月)



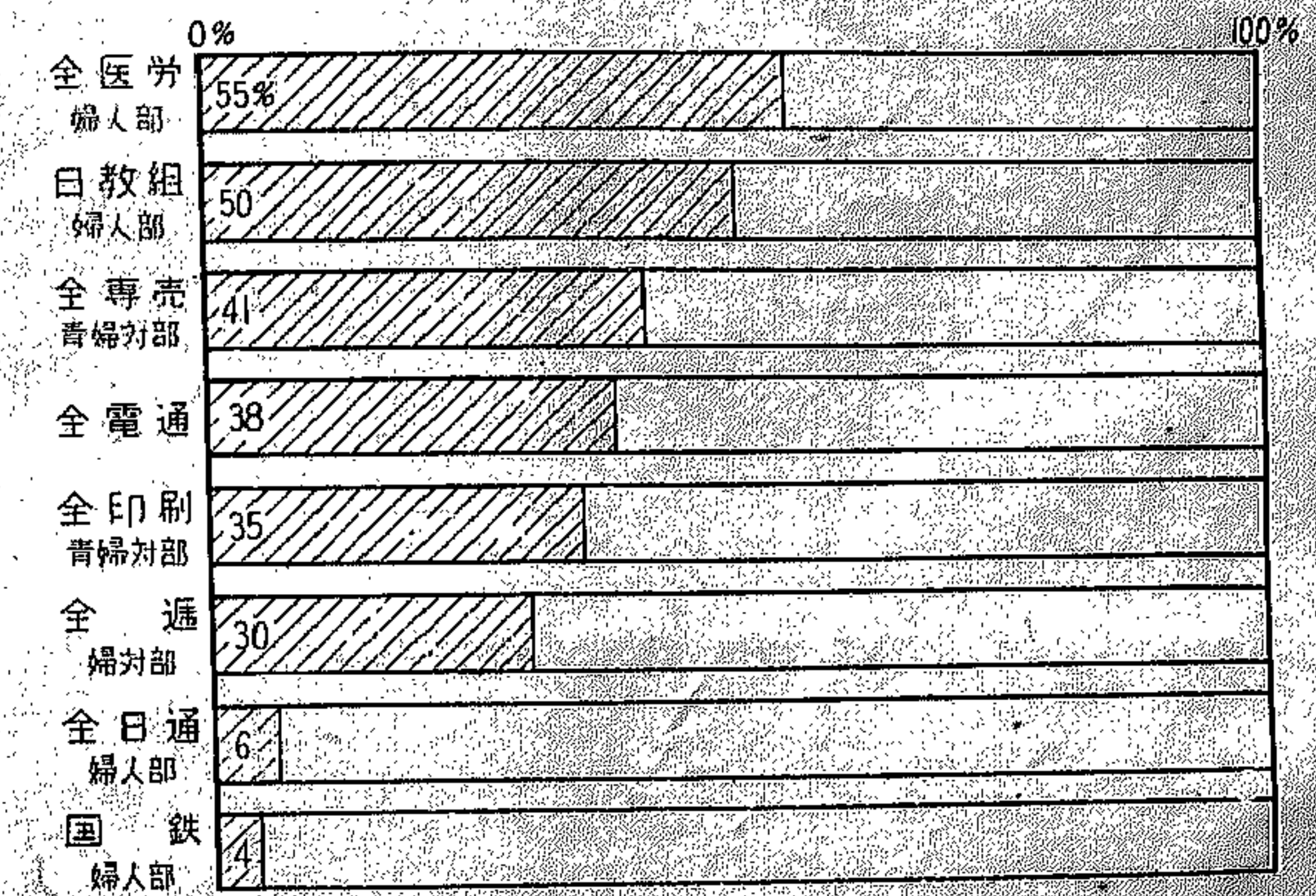
注 前図に同じ。



第12図 全国主要労働組合のなかの婦人の割合(1)
(1954年6月)



- 注 1) 組合員総数は労働省組合基本調査による。
うち女子組合員数は各組合の呼称数による。
2) 主要労働組合中婦人組合員の少い組合は省略。
3) 労働組合名は略称、配列順位は婦人組合員数(%)順。



第 二 部

労 働 組 合 婦 人 部 の 現 況

婦人部の現況

一、婦人部の規約

中央における全国主要労働組合の組織の中に、婦人対策のための機構をもっているものについてみると、規約をもつもの、未だ規約をもたないものなど一様ではありません。この婦人対策機構が組織の中に占める位置、性格、目的、活動方針、運営方法などを、事例を中心に述べてみましょう。

〔事例〕

A 組合規約中にうたわれているもの（抜萃）第〇〇条、中央執行委員会に次の専門部を置き、中央執行委員が各部長を兼任し業務を遂行する。但し青年部、婦人部は部長を執行委員以外の部員から選出することができる。

組合規約確認事項（婦人部の性格、運営）

- 1 特殊専門部として従来の運営を随し規約本来の専門部として認める。
 - 2 中央、地区、支部、分会とも連絡協議会的運営を行い、決議機関ではない。
 - 3 青年部、婦人部の運営は執行委員会が責任をもつ。
 - 4 部長は部員の中から選び、執行委員会で決定する。但し執行委員となるものではない。
 - 5 青年部長、婦人部長は所属大会の代議員となることではない。
- B 組合規約中、書記局の細則としてあり、別に青婦対策部運営要綱をもつもの。

青婦対策部運営要綱（抜萃）

（性格と目的）

対策部は連合会規約第〇〇条に基き設置された専門部であつて、連合会決議の達成に努力すると共に関係専門部と協力して青年、婦人組合員の社会的地位の向上のため、教育、文化活動を計画実行する。

（運 営）

対策部は連合会規約第〇〇条により選任された部長（一名）副部長（二名）部員若干名で構成される対策部会の外、青年婦人代表者会議によつて運営する。

部会は対策部の最終的意思の決定と、必要事項の協議執行にあたり、単組対策部を指導する機関であつて随時に部長が招集する。

代表者会議は対策部会の補助機関であつて、毎年一回連合大会直後に部長が招集し、対策部会の提出する事項を協議する代表者会議は、部長副部長の外に左の地協別に選出された青婦代表者をもつて構成する。

C 組合規約中に婦人部細則を別個にもつことが定められているもの。

婦人部組織については前年度「労働組合のなかの婦人」一九五四年版の中に事例としてあげて
います。

この他に、青婦人部綱領規約草案を下部組織に流して、婦人部活動の原則や方法を周知させて、
下部組織にも婦人部規約をもつよう指導に努めているところもあります。

青婦人部規約（抜萃）

青婦人部は、組合の内部組織として青婦人部綱領を青婦人部の団結によつて推進することを
目的とする。

この青婦人部は綱領達成のために必要な一切の事業を行う（綱領及び構成、機関、会計、附則
省略）

なお、規約としてはもつていませんが、年間活動方針のなかに婦人対策要綱としてうたっているも
のとして、

婦人対策要綱（抜萃）

一、職場の婦人に対する差別待遇の是正のために努力する。

二、青年婦人の教育啓蒙のために中央と各地方組織における労働講座、見習員に対する組合教育の
徹底など行う。

三、特に婦人対策の充実をはかるために、その中核となる婦人幹部の養成に努力する。

なお、本年度に婦人部規約の改正されたものをみますと、婦人部の役員に会計監事（一名）を加え
る。婦人部大会決定事項に会計報告を加えることあり、その理由は、組織活動がその経費と結びついて
相対的に関係し、影響するから会計内容について、定期的に監査を報告する必要があるとし、青年部
規約と併行して規約改正がなされたと報告されています。

以上の規約事例をおとしてみられるとおり、次の基本的な性格がうかがわれます。

一、婦人部は組合規約に規定された専門部である。

二、婦人部は機関の決定を速やかに下部に浸透させ、組織の与論を執行部に反映させる。

三、婦人部は各専門部と緊密な連繫の下に正式機関を通じて、たえず与論の実現のため積極的に活
動する。

四、婦人の問題解決に当つては、組合各機関の協力により理やかな解決をはかる。

なお、婦人対策の部長が、婦人によつて専任されるとき、その対策も強く打ち出せるし、活動も活
躍になるとの見解がもたれています。現状では、婦人組合員の中から推せん、立候補制によつて中
央に役員としておくりこむことは、困難であるため、役員選出の方法、運営方法などに尚考慮の余地
がとされているといわれています。

二、婦人部の活動状況

婦人部が前年度の課題としてもち越した懸案や、具体策が一九五四年においては、どのようにその

活動のなかにおしすめられてきたかについて、婦人部の資料にもとづいて述べてみましょう。

組織活動

組織の確立、強化は、年間活動方針にも多くうちだされていて、組織活動と教育啓蒙活動とは、表
裏一体のかたちで行われ、また調査その他の活動とも関連をもちながらすすめられているようです。
婦人の意見を中央に反映するには、組織のなかの婦人部又は、婦人対策部の系統をおして本部に
つたえる方法が多くとられていて、単一府県別、地区別の会議や、全国的な代表者会議を年一回、三
回、名称はちがいますが、いづれも地方の特殊事情の報告、情報連絡、当面する問題の協議など、下
部組織のなかの諸問題を集約して、研究討議の結果をまとめて問題点を明らかにし、速かに解決をは
かるうとつとめています。

なお、全国代表者会議においては、年間活動方針、スローガン、活動の具体策などの重要事項が決
議され、また当面する諸問題のうち組織をおして解決できるものはその対策をたて、中央執行部
に具申するなどの方法をとっているようです。つぎに、昭和二十九年中に実施された全国主要労働組
合における婦人対策会議の事例をあげましょう。

昭和二十九年中実施された
全国主要労働組合における婦人対策会議事例

月別	組合名及び会議名	開催場所	参加者数	会 議 内 容
一月	日教組 第三回婦人教育研究会議 (二十二日、二十三日)	静岡県 市公金堂	二、五〇〇名	各県婦人部長及び部員が出席、今回の研 究テーマ「子供を守る活動」家庭と職場 の両立について分科会にわかれて研究 討議したの会議は年一回開催され、婦 人組合員の研究発表と協議の会合である。
二月	国 鉄 第十八回婦人部中央委員 会 (三日)	愛知県 名古屋市	一五〇名	婦人部の最高機関となっている。 中央委員及び本部婦人部役員によつて構 成、生理休暇、産前産後の休業、電話係 の手休め時間、被服問題その他について 討議された。 第十九回は八月六日、七日に、全国婦人 部長会議が二回開催された。
三月	全銀連 第九回全国青婦人代表者 会議 (五日、六日)	東京都 全銀連会館	二〇八名	各支部代表者及び本部役員が出席、資金、 組織情宜、文化教育、婦人問題の各分科 にわかれて討議した。 第十回は八月六日、七日に開かれた。
四月	全電通 第六回婦人代表者会議 (十九日、二十日)	群馬県 草津温泉	七〇名	本部及び府県支部代表者一名（東京、北 海道各二名）が出席して活動方針と具体 的な活動のすゝめ方を協議し、「組織の確 立と強化のために」「母体保護のために」 その他の事項について決めた。 第十回は八月六日、七日に開催。

月別	組合名及び会議名	開催場所	参加者数	会 議 内 容
五月	日教組 第八回婦人部総会 (三十一日)	北海道 札幌市	二〇〇名	本部役員及び各県代表各二名出席、「職場を守る運動」、「組織を守る運動」、「平和を守る運動」、「教育研究活動の推進」、「お母さんと手をつなぎ運動」など活動方針として決定した。婦人部委員会は七月と十月に開催。
六月	全百連 第五回全国婦人代表者会議 (七日、八日)	奈良県 奈良市	一三七名	各県代表一名及び本部役員出席、議案は各地連提案により、婦人労働者の行動統一、男女差別の撤廃、生活費方集の刊行その他について協議決定した。この会議は年一回開催される。
	全 鐵 ブロック婦人代表者会議 (二十日)	宇治山田市 山田旅館	八二名	ブロック代表者その他オブザーバーが出席、議事内容は 一、単一府県支部組織活動状況調査処理に関する件 二、職場環境是正の運動具体化に関する件 三、近江絹糸争議に関する件 四、全職大会対策の件 (組織改正、代議員増加申合せ事項など)
七月	全蛋労連 第五回中央婦人懇談会 (二十七日)	名古屋市 労働会館	一八名	婦人対策の年度方針を協議するため年一回開催される、地区単組代表が出席、前年度活動についての自己批判を行い、「実働八時間実施」、「寄宿舎施設の改善」など六項目を決め、婦人懇談会の運営、教宣活動などその具体的な活動のすゝめ方を協議した。
八月	全損保 第三回青婦代表者会議 (二十八日、二十九日)	東京都 中央労働会館	一三〇名	各支部青婦代表部長、支部及び地区協議会代表により構成、年一回開催される会議は分科会形式で1生活を守る運動、2権利を守る運動、3平和を守る運動、4婦人運動、5教育組織活動について討議された。この会議は原則として年一回開催。
八月	全専売 第三回青婦代表者会議 (三十日、三十一日)	東京都 全専売東京支部議堂	一五七名	各支部代表及び本部役員出席、1青婦組織の強化について、2運動方針実践の具体策について協議、また各支部提出議案を審議した。 (年一回)

九月	織 評 第二回青婦代表者会議 (二十七日、二十八日)	東京都 芝公会堂	三〇〇名	総評加盟団体青婦代表者が出席し、第一日の婦人分科会は「婦人労働者の現状と闘い方について」労働強化、組織問題などが討論され、第二日は基本方針と闘いのすゝめ方について討論が行われた。全国婦人代表者会議は三月十三日、十五日開催された。
十月	金生保 青婦合同定期大会 (十六日)	東京都 国鉄労働会館	二〇〇名	各単組青婦代表部長、部員代表者が出席、当面の活動方針が協議決定され、独立議案として「女子の職場確保」の件が提出され、賃金、昇進、停年制等差別待遇の撤廃、職場の合理化、母性保護等について討議された。(年一回開催)
十一月	全 通 第四回全国婦人部代表者会議 (五日、六日)	東京都 地方貯金局	一〇〇名	県単位一名、二名出席、当面の活動方針として、職場斗争の強化について、「共同斗争を活動に推進しよう」、「母性保護月間実施について」その他「婦人の職場確保のため、団結しよう」などの議案が確認された。この会合は年一回開かれる。第三回全国婦人部代表者会議三月十一日、十二日。
十二月	私鉄総連 第二回青婦代表者会議 (二十日、二十一日)	東京都 私鉄総連本部	三〇名	各地区婦人代表者各一名出席オブザーバーを加えて開催、一九五四年度の活動方針として「組織を強化するために」、「ブロック別職場の交流」その他が審議可決された。なお、地区の連絡情報交換を行った(年一回)。第一回青婦代表者会議は八月二十三日、二十四日に開催。

ある婦人部はその組織活動について次のようにのべています。

「婦人組合員の意識が低い、組合関心が薄いと批判の声の中にその行動の母体づくりとして外部よりほまず内面充実へと婦人部全国組織への努力を誓い合つてより二年六ヵ月、月を迫り年を重ねるにつれ各級機関の理解、協力とも相俟つて婦人部組織づくりの盛上りは、各地とも準備会、または結成大会と逐次その実は結ばれつゝあり、婦人組合員の関心もそのよりどころを得て、意識的に高まつてきてはいるが、全般的な形としては幹部の努力もいまだ恵まれず完全結集は途なほ遠しの感が深い。組合内での婦人役員数が減少の傾向にあると云われ、また職場においてもとかく婦人の立場が不利な形に追い込まれようとする実情にあつて、感情上のセクトではなく、やはり「女の問題は私達の手で」との意識された婦人問題解決への積極的行動にまたれるものが多く、これを押しすすめる中心は

婦人自身による婦人部運賃の自主的活動にかゝつてゐることを痛感する。

しかし婦人組合員の消極性はとかく婦人の進出を自ら阻み、事なかれ主義的傾向はやくもすれば婦人の真の声を充分執行部にまで反映されない結果をまねいてゐることゝ、これまでの婦人部は庇護され、他力依存の消極的な考え方が多いことも否定されない」と述べています。

なお、婦人部または青婦対策部の育成強化が大きくなりあげられようとする機運がみられる反面、本年度においては、執行部の合理化と、地方の強化を理由として、婦人対策機構が教宣部や組織部の中に包含され、統合された事例が二、三みられました。

しかし、これに対し、その後、支部から「本部に窓口がないので困る」という声があるので常任執行委員会において、婦人対策研究会の設置をみたものもありました。

また他の事例では、定期大会における組織変更の提案に対して、婦人部として予算の実績を明示してその必要性を確認させて、婦人部を現存させることに成功したものもありました。

なお、前年度にひきつゞいて主要労働組合婦人部が、労働組合家族にはたらくかけて、婦人部の力で組合と家族との連けいをはかるため、その育成に努めたものもみられました。

婦人部の予算とその使途についてその概略をのべますと、大別して独自の予算をもつものと綜合予算の中で会議費、通信連絡費、事業費等の共通経費で落していくものとあつて、また予算額も労組によつて一様ではありませんが婦人部費として最高二、六六四、四〇〇円のものから一〇、〇〇〇円程度のものまであります。その使途は大體、役員会費、代表者会議等の会議費、事業費（婦人講座、婦人週間行事、ニュース資料作成費）、連絡通信費、調査費などであります。

調査活動

調査名 前年度とあまりかわつたものはみられませんでした。組合の基本調査、給与調査、婦人の労働実態調査等は、本年度も同じように行われていますが、とりわけ母性保護と関連して、生理休暇の調査をくりかえしている婦人部が依然として多いようです。

新しくみられる傾向としては、組織のなかの婦人部について検討した婦人部の組織状況調査、企業合理化に伴う労働時間と仕事量を調べた調査や、地区別懇談会の結果に基づいて行つた時間外労働調査、健康調査があり、また福祉活動として従来の結婚資金、事務服などの範囲をひろげて、保健、母子保護の分野にまで目をむけた調査を行っています。

一方、それぞれ労組の所属する産業の特性に重点をおいて、寄宿舎、産休補助員、バスの車掌、あるいは中間駅の電話交換手等毎年一貫した調査が継続して行われてゐます。

事例をあげてみますと

基本調査

組合基本調査

婦人部組織状況調査

婦人部組織形態調査

労働条件に関する調査

女子組合員給与調査

給与の男女差状況調査

年齢別勤続別給与調査

時間外労働調査

作業準備、清掃、整理時間の調査

婦人の地位と労働条件調査

女子車掌の実態調査

職場における婦人の実態調査

未組織工場の労働基準法違反調査

婦人の労働実態調査

労働強化実態調査

母性保護に関する調査

生理休暇に関する医学的調査

生理休暇の現況調査

産休関係調査

産休補助員獲得調査

既婚婦人の実態調査

寄宿舎に関する調査

寄宿舎自治会の問題点

寄宿舎施設の問題点

福祉活動に関する調査

生活実態調査

結婚資金、貸付金、結核対策、住宅問題調査

健康調査

工場給食の実状調査

託児所関係調査

事務服支給状況調査

調査の概要 調査の目的を大別しますと、(1)婦人部の常態を調査して組織活動の基礎資料とするもの、(2)団体交渉、協約作成、闘争その他の運動用資料とするもの、(3)会議用資料、啓蒙資料作成のための参考資料とするもの、(4)当面する婦人問題の実情を調べて対策のための資料とするものなどあります。目的のあきらかに示されていないものもあります。

従つて、調査方法は、本部で立案して、組織をとおして末端にながして行う場合が多いのですが、

研究所、学識経験者など調査の専門家に委嘱して行っているところもあります。

また、調査はほとんど、婦人部が主体となつて行つていますが、なかには組織全体を対象とした調査の場合、特に婦人に関する項目を入れて、婦人部でとりまとめるものもあります。組合基本調査、給与調査等は、この方法で行われた調査です。

なお、調査について婦人部では、企画、調査方法、回収率、調査のまとめ方、調査結果の利用度などについて未だ不十分な点が多いことを反省しているものが多く、効果としては、婦人部の傾向または実態を把握することができること、婦人組合員の意見が反映されること、啓蒙のポイントがあらわにあること、討議のよりどころがでることなどをあげています。

〔調査内容事例〕

A バス事業における女子車掌の実態

青年婦人対策部 担当

目 的

女子車掌の労働を中心とした調査を行い、その実態を適確に把握し、労働条件その他の改善を圖いとするための方針確立の基礎資料とする。

調査対象

二〇組合、約四、〇〇〇人

調査の要点

労働力の素質

労働力の給源と就職労働事情

賃金、生活の実態

職場労働と家事労働との関連

労働の実態

労働が身体及び精神に与える影響

生理と乗務労働

検札について

作業環境と福利厚生について

女子車掌と結婚

組合活動について

B 工場給食の実情について

婦人部 担当

調査対象

工場給食の行われている単組支部

一五〇カ所

調査項目

給食委員会がありますか

給食の責任者は誰ですか

献立はみんなに発表されますか

「食事改善について」の会議が開かれたことがありますか

あなたの組合（支部）の婦人懇談会（婦対部）で食事について話しあったことがありますか

食事に不満がありますか

給食委員会はためになりますか

C 託児所関係調査

未婚既婚の数

乳幼児及学童数

託児所、保育室の設置希望者数

施設をつくるとすれば局舎内か別棟か育児の世話をする者

授乳の方法

母及び子女の年齢

教育啓蒙活動

労働者として明確な自覚をもち、民主的な労働組合を育成するために労働教育は、組合活動の中の重要な部門とされていますが、ことに婦人の場合はその必要性が一般に痛感されていて、婦人部の活動は教育啓蒙に重点がおかれ、その徹底を期しているようです。その教育活動を大別しますと、

1 一般婦人組合員のために

2 婦人指導者のために

3 幹部（男女）養成のために

それぞれ講座、講習会、組合学校、労働大学などが開催され、そのほか、座談会、懇談会、討論会、研究会、読書会、幻燈会など、大抵前年度と同様に開かれています。本年の特色としては、従来のように講習、講座に重点をおいた面一面的、表面的な活動から下部末端にまで教育活動を徹底させるやり方として、小さいグループで話し合う会合を多くもつように努めたこと、また婦人指導者の養成に重点をおいて実施した婦人部がみられました。

成る婦人部の懇談会の運営方法を事例としてあげますと、

婦人懇談会

1 やること

イ 私たちのもっている問題、希望、要求はかならずグループ討論会に発言し、討論しあつてから組合の会議にもりあげていくこと。

ロ 私たちは男子まかせ、役員まかせでなく、ひとりひとりが組合活動をおこなえるような精神をつむこと。

ハ 「より幸福な生活」をめざすために広く社会のうごきや、高い文化を学び、社会や生活に批判の目をやしなうこと。

2 やりかた

イ 会則をつくって組合にみとめてもらうこと。

ロ 予算をたてること。

ハ やさしい運動方針をたてること。

ニ グループをつくり、たびたびグループ討論会をひらくこと。

ホ 役員は多人数でうけもつこと。

ヘ 書記は任命して、文書の整理とか、活動の記録を残し、役員がかわっても過去のことがよくわかるようにすること。

3 グループ討論のテーマ

今年度の具体的な活動方針の中からえらぶこと。

つぎに、一般組合員のための組合学校の事例についてみましょう。

組 合 学 校

1 構 成 地区単組

2 期 間 二泊三日

3 内 容 講義、懇談会、文化指導、レクリエーション等

今年度の組合学校の特色は、その目的として「青年婦人の教育啓蒙を主眼として組合運動の基礎的な知識を深め、さらに単組間の運動の交流や、意志の疎通をはかり、働く者の意識及び情操をたかめるため」に運営されてきたが、さらに具体的に一步進めて、賃金、法規、組織、教宣、調査、平和の六部会に別れてその解決方法をめぐって討論した。このように会議を細分化することによって参加者に発言の機会を与えるようにはかった。講義は、労働法、デフレ下の賃金闘争、新しい視野について——婦人問題を中心に、組合運動ABC、などで参加者が一応の基礎的な認識をもてるように、各講座のわりふりに努力し、またこの日程をスムーズに消化してゆく方法として、文化指導（文化活動の一般、文学、演劇、ゴラス、人形劇）やレクリエーション（ラジオ体操、フォークダンス、ゴラス）をおりこんだ。と組合幹部は企画についてその苦心を語っています。

また、組合婦人指導者の育成のため、女子代表者会議を実施している事例をみると、全国統一して年一回行い、婦人問題の討議研究、職場の中における実践活動についての意見交換、労働運動の専門家からの受講等により各職場の女子指導者の交流と向上をはかることを目的としていて、その特徴としては、予め組合員から学びたいこと、疑問の点などを調査し、一般組合員との間に内容がずれないようにつくこと、出来るだけ実践活動に即したものを学びとらせること、かつ十分討論する時間

をもつように考えられている点などがあります。

女子組合員代表者会議

1 構 成 各支部女子組合員代表者一名

2 会 期 三日間

（第一日）

1 講 義 組合活動と婦人の幸福

2 第一回会合から今日までに出了た問題について

3 研究分科会——新しい問題も併せて

（第二日）

一、総合研究会——分科会から出された問題を中央執行委員会をかこんで対策の研究

（第三日）

一、教育活動

○歌の教え方 ○幻燈の扱い方 ○マイクの利用法 ○職場での教育宣伝活動——職場新聞のつくり方、掲示板の利用法の工夫 ○機関紙について ○皆で楽しめるゲームなど。

会議の持ち方について

第一回会議での諸問題が、その後支部でどのように実行されたか、実行不可能として葬り去られた問題などはなし合い理由や原因をはつきりとつかむ。

さらに新しい問題があれば出しあう。

問題を整理して中央で解決すべき問題と支部で解決すべきものとに区別する。

研究分科会は労働条件、生活条件、婦人問題の三つにわけ、出席者を三組にわけける。

総合研究会は分科会から出された諸問題を全員で討論するが、この際は中央執行委員会をかこんで対策の研究をする。

支部の日常活動では解決のむづかしい問題、組合全体の枠で研究し、押し進めてゆかなければならぬ問題（例えば能率給、適正人員、賃金と食費について、寄宿舎対策についてなど）はそれぞれ解決方法について希望をのべ、執行部で充分検討してもらうこととする。

また、ある婦人部では、今年は最も急を要するオルガナイザーの養成に主眼を置いた労働教育の計画をたて、実施しました。

即ち今まで聞くことに偏した講座を批判検討して、職場調査にもとづいて問題点を抽出し、討論の中から理論を学び自ら解決方法を導き出して行動性を身につける方法をとる、まず全国婦人部長を対象にモデルとして実施し、これにもとづいて全国を八ブロックに分けた全国婦人指導者講習会をもちました。

巡回指導

なお、組合員の教育啓蒙はあらゆる機会を通じて行われなければならないため、実践指導として、

支部一般組合員を対象とする巡回指導を行っています。内容については職場における苦情処理、寄宿舎の民主化、レクリエーション、文化サークルの育成等を主眼として実施しています。

機関紙活動文化活動

機関紙活動の果す役割の大きいことはみとめられながら、組合経費削減のため上部団体への統合などが実施されたところもみられましたが、一般には、日常活動の指針となり得るよう、紙面の充実をはかる努力がすめられてきたようです。

さらに職場における文化活動を強化し、育成するため、演劇、映画鑑賞、コーラス、詩の朗読、読書などの各サークルがもたれています。

その他、地方オルグの際には、幻燈、映画、紙芝居等の啓蒙教育を行っています。

また弁論大会の開催や、署名運動による啓蒙も行われました。

また、母親と手をつなぐ運動の事例などにみられるように、PRIAや地域の家庭婦人との連携をはかるため啓蒙活動に力をそそいだ婦人部もありました。なお、以上のほかに、婦人週間、年少労働者保護運動期間など同時に、種々の企画がたてられ、例えば婦人の安全衛生などこれらの運動にもり込み徹底を計るなど啓蒙活動が行われています。

資料の作成

前述の啓蒙、調査にもとづく資料の他に、情報、連絡など、それぞれの目的にしたがつて多くの資料がつくられていて、地道な努力の結果がうかがわれます。

つぎに婦人部資料のなかから例示しますと、(調査資料については前掲の調査活動のなかの調査項目参照)

婦人問題について

婦人の歴史

婦人は何を考えているでしょうか

農村婦人の実態

働く婦人の当面する諸問題

婦人労働問題特集

母性保護について

職場施設と母性保護について

母性保護運動の推進について

母性保護運動実施状況について

産休補助教員法制化の資料

生理休暇について

寄宿舎について

今後の寄宿舎施設

寄宿舎ものがたり

教育啓蒙(オルグ資料)について

婦人懇談会活動のしおり

くみあい手帳(職場活動の手引)

青婦活動発展のために(青婦活動の手引)

討論と行動

組合の架

組合指針

青年婦人活動指針

講座用テキスト

情報連絡について

婦人部報 婦対部報 青婦対部報 組合ニュース 機関紙家族版

文化、レクリエーションについて

朗読やせりふの練習用テキスト

職場新聞のあり方、つくり方

楽しいゲームの遊び方

スモール人形のつくり方

職場のうた——歌唱指導用

映画——若き人々(全十三巻)

その他幻燈、紙芝居等

資料の作成については、実践活動に活用されるようその内容はわかりやすく、教育的解説に重点がかけられています。

また、ある労組では産業の特性にもとづいて、その沿革史の編纂を企画し、すすめているところもあります。

なお、機関紙の作り方を指導して、婦人に編集能力をそだてるため、積極的にうごいた婦人部もみられました。

三、婦人部がとりあげた問題

全国主要労働組合婦人部、または青婦対策部が特に婦人の問題としてとりあげた諸問題について例示しましょう。

組織活動について

婦人対策機構の確立

婦人部予算の確立と実績の裏付け

婦人部下部組織の強化とその実情把握

婦人幹部の養成

婦人役員の進出をはかる

男子組合員の協力

オルグ活動の活発化

小さいグループに基盤をおき、話し合い会から拡げる

会議の内容、運営の工夫

会合に集りがわるく、時間的にも集合が困難

教育啓蒙活動について

組合意識をたかめる

発言力を育てる

希望調査の結果を講習、講座の内容とする

労働教育の講習会等は出席人員が限られているため、婦人の出席が押えられる

講習会等出席後の報告、伝達の責任を過大に考えて出席をしり込みする

横の連絡会、座談会をもち、企業セクト主義の廃除

他の職場の実情見学による作業研究、職場施設の研究

調査活動について

実態調査の必要

綿密な調査活動の下に、着実な婦人部の動きが必要

調査の回収率が悪いのは、下部組織の欠陥か、企面の不備か、結果のまとまらない事が多いのが悩

み

職場の実情把握に生活綴方を募集する

雇用について

停年制の男女差撤廃

パートタイムの臨時雇、臨時工の増加

縁故採用が多い

結婚による退職

不当配置転換

高年齢婦人に対する辞職勧告

女子の退職したあと男子が採用されるので自然減となる

職業教育の機会均等

進級、昇格に対する男女平等

結婚しても雇を出さない

（職制を通じて辞職勧告されるため）

女子の役付（主任、係長）は男子とは仕事の面でも配属の部下も異り、解かされる

労働条件について

二交代深夜業の廃止

労働時間延長の問題

操短以後休憩時間が一斉にとれない、雑用につかわれる

早出残業と手当の問題

賃金の男女差、男子のみ特別手当、世帯手当

定員が少いための労働強化

操短休日と賃金の問題

労働基準法完全実施

母性保護について

育児施設——哺乳室、託児所——の要求

休養室の要求

産前産後休業の通算十二週

生理休暇がとりにくい

（人員不足でとれない）

（手続上とりにくい）

母性保護運動の促進

産休補助員の法制化

職場施設、福利関係について

職場環境の充実と改善

（暖房設備の改善、足場のコンクリートを板敷にする、ハンドルは布を巻くが木にする）

休憩室、更衣室、ロッカーの設置

立業現場に椅子の設備

事務服、ブラウス支給

結婚資金の獲得

女子寮の問題

その他、生活指導のあり方、宿舎設備の改善について、組合と自治会の関係について、給食の改善、働き者の工夫など、また、男女不均等の問題、婦人が実力をもつてくると男性の圧迫がある。既婚者は能率が下る、勤務成績がわるい、また既婚者と未婚者の間に感情的対立があるなどの問題がとりあげられています。

そして前年度がらもち越された懸案についてどのような成果がもたらされたかその事例をたづねて

みまずと、ある婦人部は、諸要求を協力請合いでもって解決しようと努力をつづけ、夜勤加給の対策から電話交換取扱者と看護婦を除外しようとしたのを強力に働きかけて残すことが成功した。またある婦人部は代表者会議の決定に基づき、「女子の職場確保に就いての要請書」を経営者協会宛に提出して、下部組織にもその趣旨を伝えて単組は単位会社に申入れを行い、婦人労働者の諸権利を守る活動を更に強化する一転期とするよう指導し、成果をあげたといっています。なお、ある婦人部は不当転退職勧告等の場合直ちに提訴してうごける態勢をとくのをえるため、各県単位に苦情処理委員会を設けていて、婦人部として組織の強いところは、徹底的に闘って提訴に勝つた事例もあります。そして各県からの報告にもとづく不当転退職の事例と、昭和二十八年度人事移動実情調査をまとめた資料をながして、結束をかためることに成果をあげたと云っています。

また成る繊維産業の婦人部では前年度より持ち越された退職金制定に関する闘いが、本年に入つて解決をみました。これは停年制とからんで婦人の重要な問題として注目されていたものです。なお労基法の敗訴を要請して違反実態を調査し、「労基法完全実施に関する要請書」を関係方面に提出したところもあります。

その他、託児所設置の要望に対して、その裏付け資料を得るための実情調査を行い、婦人部として強く押して全国に五ヶ所設置をみることに成功したのもあります。

また、産休補助員を法制化しようと努力しつつある婦人部や、事務服の獲得を制度化しようとして努力している婦人部もあり、休憩室、ロッカー設備、女子専用便所の増設など職場施設を実現させるため、活潑に働きかけて成果をおさめたところもあります。

なお、婦人部が職場の不平、不満など些細なこともとりあげる苦情処理機関となつて、組合に対する信頼感を深めたと述べているものや、婦人部名簿を作り、給与、人事が公平に行われるようにすると共に、苦情のあるときは所属機関または上部機関に連絡して、徹底的に解決するよう努めているものもあります。また生休、産休、妊婦の軽労働転換、育児時間についても婦人部が中心となつて指導にあたるようにしているところもあるようです。

ある婦人部では四年越の懸案であつた青年婦人の労働問題研究会をもつて大きな成果をあげたと云っています。

また、前年度よりの懸案であつた映画をつくるために、組合員が各自に製作費を分担出資して、みごとに完成させ、啓蒙活動に大いに役立たせたところもあります。

つぎに役員の進出については、前年度に比して大会に出席する代議員に多くの婦人が進出できたものや、また労組の県連下の支部に婦人の支部長をおくり出したところもあります。

以上は、婦人部がおさめた成果としての明るい事例を主としてとりあげましたが、その他、婦人部の声として要望されていた横の連絡機関、研究機関としての婦人労働者協議会が発足して、運営や内容など種々の問題に直面しながらも漸次、育成されつつあるものもあります。なおある県では、数年前から当初は婦人少年室が世話役となつて働く婦人の福祉研究会をもちましたが、その後会則をき

め、自主的に運営して、二十九年十二月には第五十六回を開いて、横の連絡、また研究機関として成果をあげてきています。

さらに、ある県では本年度四月の婦人週間行事を契機として、六月に、働く婦人懇談会が結成されて、働く婦人の問題を研究する機関として今後に期待をかけられています。

婦人部の反省（資料抜萃）

婦人部経過報告の中に、一カ年の足跡を省みた自己批判として次のように述べられています。

「職場において、とかく婦人の立場が不利な形に追いやるうとされる情勢にあるとき、婦人部員の消極性はとかく婦人の進出を阻み、事なかれ主義的傾向がやくもすれば婦人の真の声を執行部にまで充分反映されない結果を招いている。

婦人が自分達の置かれている立場に不満をもち、矛盾を感じるようになったのは一つの発展とも見られるが、それらを裏付けるために示す行動力はまだまだ弱い。やはり他力依存の消極的考え方の多いことも否定されない。

この実態における婦人の特殊性を考える時、婦人進出の足場としてまた婦人の声を集約し、直接反映させる意味からも婦人組合員の結果の組織体としての婦人部の確立、強化が特に今日程強く要望される時はない。

それと共に考えなければならぬことは、これまで婦人部設置の外形的条件は与えられてはいたものゝ、自主性を培うことを目的とする観点からの実績にはいまだ見るべきものがなく、今後の活動に俟つことの多い現実を卒直にみとめ、反省することにある。これまでの庇護されていた婦人部を脱皮成長して、困難な事態を克服しつつ母性の確保と婦人の職場における地位の向上をはからなければならぬ」

婦人部の課題

以上の反省から、婦人部としては当面する職場における婦人問題を組織的にとりあげ、その問題をきりひらいてゆくためには、問題の実体をつかみとり、その上にまわりの障害とどう闘つたか、その結果にどうとりくむかというつみ重ねが大切で、これが婦人部今後の課題である。といっています。

綿密な調査活動によつて問題の実体を把握する。

教育活動に重点をおき、基本的啓蒙をする。即ち婦人ひとりひとりが組織の一員として自覚と、職業に対する意識と能力をたかめ、自主的に判断し、行動できるまで不断に、気長く啓蒙教育をつづける。

婦人の指導者の養成と、婦人の役員進出をはかる。

労組婦人の横の連絡機関、研究機関を結成し育成する。

地域一般婦人との提携をはかる。

婦人部の具体策

小さいグループで話し合いの会合を多くもつ。

組合員の要求にもとづいた会合の内容を企画し、工夫する。

保健問題を取りあげていく。

（女子労働者の健康問題を重点的にとりあげ、発育状態を医学的見地から研究する。）

婦人対策機構の確立強化をはかる。

（婦人部の組織が他の専門部に包含されたところでは、地方からの要望受けがスムーズに行われ
ない実情を次期大会までに検討する。）

結婚後も働ける育児施設の設置をはかる。

（最近の善い傾向として職場結婚の増えたこと、結婚後も勤務する結果、育児施設の要望が強い）
以上、労働組合のなかの婦人の概況について、事例をあげて述べたのでありますが、一年間のあゆ
みは決して容易なものではなく、問題は多く次年度にもち越されると、どの婦人部でも云っていま
す。

なお、組合幹部は婦人部の現況について「デフレ経済が、働く婦人に及ぼしている幾多の実例が懸
念されるとともに、一般に婦人の職場が狭められようとする情勢のなかにあつて、母性を確保し、婦
人の地位を高めしていくことは、まことに容易なことではなく、問題点の解決は今後一そう困難の度を
加えていくものと考えられる。さらに組合活動のむづかしさは組合全体の問題としてあらわれきて
いる。このいわゆる親組合のうごきともなつて、婦人部も、本年度の経験に基づいて次年度への進
展を期している実情にある。」と述べています。

第 三 部

労働組合のなかの婦人の声

労働組合のなかの婦人の声

(一) 単組婦人との懇談会より

婦人少年局では、働く婦人が当面している婦人に特殊な職場の問題について懇談し、施策の参考とするために、例年、全国都道府県婦人少年室単位に、労働組合婦人代表者との会合をもっていますが、これは単組のなかの婦人の声を収録したものです。

雇用関係

入社の際婦人は結婚すれば退職する誓約をさせられる。

結婚したら女子は支社に出される。

既婚者、高給者が辞職を勧告される。

臨時雇の解雇が著しい。

婦人の停年制の切下げ。

女子は昇進しない。(男子は十年位で係長になれるが女子は二十年勤続でもなれない)

経営者の婦人に対する差別的観念を是正すること。

女子の新規採用が手びかえされている。

東宝の二十五才停年制が悪事例となつて困る。

賃金関係

給与の引上げと男女差の是正。

生理休暇と賃金の関係(昇給に影響し、皆勤手当(三〇〇円)がもらえなくなる)

夏季手当の配分に男女差がある。

昇給の場合の男女差。

賃下げ(諸賃給の引下げが婦人労働者の賃下げとなつた)

休日増加による賃金の減少(操短による)

労働時間、休憩時間関係

残業の問題。

休憩時間を雑用に使われる。

昼食時の外出は職員のみ、工員はみとめられない。

施設及び福祉関係

更衣室、化粧室、女子専門の休憩室の設備。

保育室の設置。

託児所の保婦子守りの問題。
結婚資金の獲得。

その他

職制の強化——組合活動に対する圧迫
人員が足りないため、結核患者や病弱者が出ている。

婦人の既得権を完全に主張すると婦人の職場縮小となる。

既婚者の増加が著しい。

妊産婦の配置転換ができない。

労働時間に関連ある健康の問題。

寄宿舎の施設改善。

なお、団体交渉によつて炊事婦の解雇をとりやめさせた事例や、女子の退職勧告を撤回させることに成功して、一致団結すれば婦人は力強い活動ができることをさとつた。また昇給における男女差を平等にしたなどの明るい事例もみられました。従来、青婦人部の活動が活潑だった時は、作業服なども順調に給与されていたものが、青婦部の存在が薄れたらその実績も低下したとのべられています。

懇談会は前年度より出席者も多く、指導的立場にある人達が集つたわけですが、大体に年齢が若く、このため自らの問題を充分把握していないものもあつて、懇談中他の事業場から問題点が提出されるに及んではじめて自分たちの職場にもあることを発見するという状態もみうけられ、教育啓蒙的な懇談会に終つたという所感をのべられています。

つきに懇談会の中から婦人組合員の声を概括しますと、一般に職場における婦人は大きい比率を占めているにも拘らず、婦人部の活動は必ずしも活潑であるとは云えず、その実態と活動は、職域により甚だしい差をもつことが注目されます。即ち大きい単産においては婦人部が積極的に活動を展開している反面、婦人部の組織をもたないものもあり、また単なる親睦会程度のもや、婦人部が積古でとやレクリエーション活動に余命をつないでいるといった感じの婦人部も少なくない実情報告にのべられています。しかし二十九年度におけるデフレ経済の不況の影響は、働く婦人の上にもさまざまな問題をかもし出し、操短、人員整理、労働強化、既婚婦人の職場しめ出し、停年制の問題、辞職勧告、不当配置転換などが身近かにせまつたため、自らの職場を改めて認識し、組合の意義を少しづつ知つてきたため、婦人の意識がたかまりつゝあるといわれています。そして、提出された一切の問題を、切りひらいていくには、問題を組織の力でとりあげ、解決の方向をみいだしていかなければならないこと、そのためには、婦人が組織のいない手としての自覚をもち、組合の運営、活動面に関心をもち、集会になれて発言することからはじめなければならぬとし、組合についての基礎的知識をもつよう、基本的な啓蒙の必要が、再確認されてきたとのべています。

なお、小さいグループによる職場討議の方式で職場に当面している婦人問題や、要望を集約して執行部に反映させるためには、専任に婦人対策を担当する婦人の役員が必要であることが次第に解つて

きたこと、現在青婦対策部長は殆んど男子で占められている実状などから婦人の役員を育て、中央におくりこむ必要が痛感されてきている一方、組合幹部になると会社から不利益取扱をうけること、家族や男性の理解を得ることのむづかしさなど、婦人活動の不振と役員になりたがらない理由もあげられています。

(二) 労働組合婦人指導者研究会議より

つきに、労働組合婦人幹部及び中堅婦人組合員を対象として、当面する婦人問題について行われたある地方の研究会議の抄録を事例としてとりあげてみましょう。

陪席した講師は、この会議の成果について——問題を深く掘り下げるとともに、生活に基礎をおき、具体的に論議し、そして謙虚に反省しながら、今後の進路を見出そうとしたところに意義深いものを感じた——と講評しています。

この研究討論は、組合活動対策、男女均等待遇、情勢対策の三分科会に分れて行い、更に総合研究討論を経て結論を導き出し、なお、分科会研究には、それぞれ陪席講師(助言者)を配して、研究の助言指導にあたっています。

一、組合活動対策——「労働婦人部は日常において如何に活動すべきか」

1 問題点と反省すべき点

時間的余裕がなく、集会に集らない。

積古事、ハイキング等を婦人部の主な事業としている。

結婚によつて職場を追われることのないよう願っている。

共稼ぎが増えているので託児施設、福利厚生施設をのぞむ。

地域の婦人層の理解が必要。

組合の運営、活動面に関心がうすく、執行部に委せきつている。

組合幹部になると、会社から不利益取扱いを受ける。

組合活動に対する家族や男性の理解を得ることが難しい。

婦人部は少くて、殆んど青婦対策部としてあつて部長も男子で占められていることから婦人問題の解決も難しい。

2 具 体 策

集会に最も適した時間を選ぶ。

議題の選択、何をやりたいかをよく知り計画性をもちさせる。

集会の時間を短縮するための方法(議題をプリントして予め配布しておく等)を講じる。

会合に馴れて発言するため、労働問題、組合問題の勉強が必要。

二、男女均等待遇——「職場組合内における所謂男性中心主義の運営に婦人部は如何に対処すべきか」

「一時的腰掛的な気持でなく、真に職業人としての自覚をもつこと。
給与等の差別待遇を是正すること。」

昇給、昇格、特に職務給、能率給における男女差は組合を通じ、均等にしよう働きかけること。
共稼ぎの要件として託児所の設置をはかる。事業場単位の解決は困難であるから地域の協力により実現をはかる。

産前産後の休暇の活用をはかり、産休補助員の確保につとめる。

中学校、高校の社会教育の中に働く婦人の問題を折込んで知識を与えるようにする。

停年制の問題は、男子組合員に働きかけ、このような協定の締結を防ぐこと。

三、情勢対策——婦人の職域を確保するためには労組婦人部は如何に対処すべきか。

最近男子優先採用となっている。

女子の採用が全然ない。

共稼ぎの場合、直接間接に解職勧告される（出産後は一そう甚だしい）。

対策としては、婦人の職業意識と職業能力をたかめ、婦人の団結力を強めること。

四、総合研究と結論

働く婦人の当面する諸問題、ひいては労組婦人部活動の目標が種々の角度から論議された。前記各分科会研究における共通問題を集約すると、

職業に対する婦人の意識が低い。

婦人同志の研究心が足りない。

地域婦人との連繋がない。

男性の理解を得る。

託児所等の施設の設置。

産休補助員の確保。

などである。

なお、当面婦人部の活動の中心となるものは、組織活動をふくめた教育啓蒙活動であることは、三
分科会を通じての共通した結論であつた。

これを具体的に列記すると、

育児と職業との関係を解決する策として授乳所、託児所の施設を設けるよう運動する。

婦人の賃金は、最低で押えられているのが実情であるからこれを改める。

職場に働く婦人の実情を地域一般婦人、主婦によく理解してもらうようにする。

産前、産後の休暇の活用を図る。

停年制の男女差をなくする。

婦人部活動を活性化する前提として、集会の出席を促すために、

女性に会合に馴れさせる。

会合に計画性をもたせる。

婦人幹部の教育をする。

会議を短時間に済ますようにする。

婦人の職場意識をたかめるためとして

法の必要性を知る。

女性が職場に就く場合、一時腰掛けの気持を払拭し、真に職場人たる意識を持つことと、更に、

職場についての研究をなす。

仕事場を時折り換えてもらうようにする。

以上が研究会議の概要ですがこの他に、単にその場かぎりの集会に終らせないように、各々、職場にかえつて伝達講習をかね、地域における労組婦人の提携をはかるため、協議会を設置したい等の希望のべられ、また、この研究会に出された諸問題を、労組連合体に理解してもらい、協力を得るために、県労連幹部や、地区労組代表者に傍聴してもらつたことは特に有意義であつたと述べていました。

付表 I 産業別単位労働組合数及び組合員数(1)

(1954年6月末現在)

産 業	組合数	組 合 員 数				産 業	組合数	組 合 員 数			
		総 数	女	男	総数に 対する女の %			総 数	女	男	総数に 対する女の %
全 産 業	31,456	5,986,168	1,381,623	4,604,545	23.1	木材及び木製品製造業	800	31,455	5,517	25,938	17.5
農 業	189	9,757	1,258	8,501	12.8	家具及び装飾品製造業	127	5,910	910	5,000	15.4
林業及び狩猟業	445	57,148	5,523	51,625	9.7	紙及び類似品製造業	307	59,959	10,538	49,421	17.6
漁業及び水産養殖業	133	42,383	1,057	41,326	2.5	印刷、出版及び類似産業	538	82,366	15,754	66,612	19.1
鉱 業	1,085	404,917	31,338	373,579	7.7	武器製造業	4	580	81	499	14.0
金 属 鉱 業	196	58,987	5,581	53,406	9.5	化 学 工 業	958	261,356	58,700	202,656	22.5
石 炭 鉱 業	647	320,884	23,357	297,527	3.3	石油及び石炭製品製造業	73	12,715	1,508	11,207	11.9
原油及び天然ガス生産業	31	4,978	205	4,773	4.1	ゴ ム 製 品 製 造 業	169	40,672	18,758	21,914	46.1
非 金 属 鉱 業	211	20,068	2,195	17,873	10.9	皮革及び皮革製品製造業	55	5,590	1,440	4,150	25.8
建 設 業	1,744	285,435	84,842	220,793	22.8	ガラス及び土石製品製造業	584	87,853	19,929	67,924	22.7
製 造 業	9,203	1,919,816	573,105	1,345,511	29.9	第一次金属製造業	576	216,155	16,237	199,918	7.5
食 料 品 製 造 業	717	69,358	22,970	46,388	33.1	金 属 製 品 製 造 業	433	44,996	6,897	38,099	15.3
煙 草 製 造 業	47	28,147	13,188	14,959	46.9	機 械 製 造 業	1,188	163,875	17,857	146,018	10.9
紡 織 業	1,172	382,138	280,089	102,049	73.3	電気機械器具製造業	528	149,886	38,090	111,796	25.4
衣服及び身用品製造業	94	13,670	9,498	4,172	69.5	輸送用機械器具製造業	534	208,340	15,921	192,419	7.6

付表 I 産業別単位労働組合数及び組合員数(2)

(1954年6月末現在)

産 業	組合数	組 合 員 数				産 業	組合数	組 合 員 数			
		総 数	女	男	総数に 対する女の %			総 数	女	男	総数に 対する女の %
医療機械、理化学機械、 写真機、光学機械器具及 時計製造業	140	35,146	10,573	24,573	30.1	熱、光及び動力供給業	809	151,644	11,505	140,139	7.6
その他の製造業	165	18,449	8,680	9,769	46.9	水道業及び衛生業	115	26,062	2,207	23,855	8.5
卸売及び小売業	1,445	160,878	51,548	109,330	32.2	サ ー ビ ス 業	5,652	913,857	283,421	310,236	31.0
金融及び保険業	1,349	285,741	100,258	185,483	35.1	自動車修理業及び ガレージ業	98	13,222	877	12,345	6.6
不動産業	10	1,843	564	1,279	30.6	その他の修理業	89	16,959	1,265	15,694	7.5
運輸通信及び その他の公益事業	7,044	1,408,747	167,089	1,241,658	11.9	映 画 業	73	12,091	4,055	8,036	33.5
鉄 道 業	1,956	404,575	9,950	394,625	2.5	映画以外の興業、劇場 及び附随事業	43	2,957	1,321	1,636	45.0
地方鉄道及び軌道業	213	151,365	19,593	131,772	12.9	教 育	3,777	634,803	210,865	423,938	33.2
道路旅客運送業	314	56,846	14,218	42,628	25.0	日本に駐留する 外国軍隊施設	142	121,378	9,839	111,545	8.1
道路貨物運送業	448	44,722	3,210	41,512	7.2	上記以外のサービス業	1,430	112,267	55,205	57,062	49.2
水 運 業	127	91,902	2,462	89,440	2.7	公 務	3,147	499,012	88,284	410,728	19.7
航空運輸業	2	120	5	115	4.2	分類不能の産業	30	10,454	3,558	6,896	34.0
倉 庫 業	84	7,905	1,316	6,589	16.6						
運輸に附帯する サービス業	778	128,619	8,485	120,134	6.6						
通 信 業	2,198	345,987	94,138	251,849	27.2						

(労働省労働統計調査部調——労働組合基本調査)

付表Ⅲ 産業別、男女別労働組合推定組織率

(1954年6月)

産 業 別	女子組合員数	女子雇用者数	雇用者数に対する組合員の%	男子組合員数	男子雇用者数	雇用者数に対する組合員の%
全 産 業	1,381,623	4,470,000	30.9	4,604,545	10,640,000	43.3
農 林 業	6,779	260,000	2.6	57,126	300,000	19.0
漁業及び水産養殖業	1,057	10,000	10.6	41,306	180,000	22.9
鉱 業	31,338	60,000	52.2	373,579	490,000	76.2
建 設 業	64,642	130,000	49.7	220,793	960,000	23.0
製 造 業	573,105	1,680,000	34.1	1,345,511	3,290,000	40.9
卸売小売業及び金融保険不動産業	152,369	860,000	17.7	285,993	1,580,000	18.1
運輸通信業及びその他の公益事業	167,089	250,000	66.8	1,242,658	1,580,000	78.6
サ ー ビ ス 業	283,421	1,010,000	28.1	630,236	1,150,000	54.8
公 務	98,264	200,000	49.1	400,748	1,100,000	36.4
分類不能の産業	3,559	0	-	6,895	0	-

- 注 1) 組合員数は労働省労働統計調査部調——労働組合基本調査による。
 2) 雇用者数は総理府労働力調査による。
 3) 産業は日本標準産業分類大分類別。

付表Ⅱ 都道府県別単位労働組合数及び組合員数

(1954年6月末現在)

都道府県名	組 合 数	全国組合数に対する割合	組 合 員 数			都道府県名	組 合 数	全国組合数に対する割合	組 合 員 数		
			合 計	女	男				合 計	女	男
合 計	31,456	100.0	5,986,168	1,381,623	4,604,545	愛 知	1,062	3.4	269,720	79,759	189,961
北海道	2,477	7.9	351,525	50,940	300,585	三 重	803	2.6	100,773	36,423	64,350
青 森	591	1.9	51,392	9,909	41,483	滋 賀	224	0.7	54,041	20,654	33,387
岩 手	412	1.3	67,570	13,526	54,044	京 都	637	2.0	140,784	35,279	105,505
宮 城	545	1.7	76,722	17,208	61,514	大 阪	1,758	5.6	440,837	118,610	322,227
秋 田	480	1.5	66,594	12,554	54,040	兵 庫	1,221	3.9	399,219	75,468	323,751
山 形	772	2.5	55,363	14,004	41,359	奈 良	221	0.7	34,825	9,559	25,266
福 島	608	1.9	112,440	25,331	87,109	和 歌 山	339	1.1	55,137	13,489	41,648
茨 城	359	1.1	75,982	15,532	60,450	鳥 取	290	0.9	30,751	6,625	24,126
栃 木	486	1.5	62,309	15,250	47,059	島 根	413	1.3	39,740	10,342	29,398
群 馬	867	2.8	81,052	21,565	59,487	岡 山	442	1.4	93,320	26,151	67,169
埼 玉	559	1.8	98,927	26,864	72,063	広 島	648	2.1	145,541	33,526	112,015
千 葉	434	1.4	77,840	19,301	58,539	山 口	594	1.9	123,437	23,012	100,425
東 京	3,042	9.7	832,728	180,754	651,974	徳 島	332	1.1	43,259	13,068	30,191
神 奈 川	1,100	3.5	302,256	52,163	250,093	香 川	347	1.1	60,324	14,144	36,180
新 潟	739	2.3	129,325	32,054	97,271	愛 媛	472	1.5	86,675	21,087	64,588
富 山	438	1.4	75,046	22,493	52,553	高 知	555	1.8	46,759	12,923	33,836
石 川	353	1.1	60,646	18,131	42,515	福 岡	1,135	3.6	397,060	67,333	329,727
福 井	266	0.8	40,065	12,939	27,126	佐 賀	313	1.0	59,223	11,265	47,958
山 梨	286	0.9	33,532	10,247	23,285	長 崎	448	1.4	113,910	17,034	96,876
長 野	1,358	4.3	118,938	33,009	85,929	熊 本	393	1.2	77,404	20,155	57,249
岐 阜	435	1.4	93,134	32,290	60,844	大 分	394	1.3	54,211	13,417	40,794
静 岡	720	2.3	134,487	35,988	98,499	宮 崎	324	1.0	55,283	13,929	41,354
						鹿 児 島	764	2.4	75,062	16,119	58,943

(労働省労働統計調査部調——労働組合基本調査)

付表Ⅴ 適用法規及び産業別単位労働組合数及び組合員数(1)

(1954年6月末現在)

産 業	労働組合法、公共企業体等労働関係法、地方公営企業労働関係法				公務員法			
	組合数	組 合 員 数			組合数	組 合 員 数		
		計	女	男		計	女	男
全 産 業	31,456	5,986,168	1,381,623	4,604,545	23,447	4,760,943	1,049,231	3,711,712
農 業	189	6,757	1,256	5,501	113	3,713	978	2,735
林業及び狩猟業	445	57,148	5,523	51,625	424	55,734	5,390	50,344
漁業及び水産養殖業	133	42,363	1,057	41,306	131	42,276	1,051	41,225
鉱 業	1,085	404,917	31,338	373,579	1,085	404,917	31,338	373,579
金属鉱業	196	58,987	5,581	53,406	196	58,987	5,581	53,406
石炭鉱業	647	320,884	23,357	297,527	647	320,884	23,357	297,527
原油及び天然ガス生産業	31	4,978	205	4,773	31	4,978	205	4,773
非金属鉱業	211	20,068	2,195	17,873	211	20,068	2,195	17,873
建設業	1,744	285,435	64,042	220,783	1,402	251,538	61,132	190,406
製造業	9,208	1,918,818	573,105	1,345,713	9,189	1,918,392	573,085	1,345,307
食料品製造業	717	69,358	22,970	46,388	717	69,358	22,970	46,388
煙草製造業	47	28,147	13,188	14,959	47	28,147	13,188	14,959
紡 織 業	1,172	382,138	280,089	102,049	1,172	382,138	280,089	102,049
衣服及び身用品製造業	94	13,670	9,498	4,172	94	13,670	9,498	4,172
木材及び木製品製造業	800	31,455	5,517	25,938	800	31,455	5,517	25,938
家具及び装備品製造業	127	5,910	910	5,000	127	5,910	910	5,000
紙及び類似品製造業	307	59,959	10,538	49,421	307	59,959	10,538	49,421
印刷出版及び類似産業	538	82,366	15,754	66,612	536	82,290	15,743	66,547
武器製造業	4	580	81	499	4	580	81	499
化学工業	959	261,356	58,700	202,656	957	261,272	58,679	202,593
石油及び石炭製品製造業	73	12,715	1,508	11,207	73	12,715	1,508	11,207
ゴム製品製造業	163	40,672	18,758	21,914	163	40,672	18,758	21,914

付表Ⅳ 年次別、男女別労働組合推定組織率

男女別	年 次 別	組 合 員 数	雇 用 者 数	雇用者数に対する組合員数の割合
女	昭和23年	1,507,017	3,300,000	45.7%
	" 24	1,519,782	2,980,000	51.0
	" 25	1,304,332	3,440,000	37.9
	" 26	1,352,620	3,620,000	37.4
	" 27	1,322,014	4,080,000	32.6
	" 28	1,357,965	4,050,000	33.8
子	" 29	1,381,623	4,470,000	30.9
男	昭和23年	5,026,937	9,290,000	54.1
	" 24	5,126,333	8,940,000	57.3
	" 25	4,466,917	9,100,000	49.1
	" 26	4,333,215	9,740,000	44.5
	" 27	4,397,546	10,170,000	43.2
	" 28	4,484,713	10,230,000	43.8
子	" 29	4,604,545	10,640,000	43.3

注 1) 労働省労働統計調査部調——労働組合基本調査による。

2) 雇用者数は総理府統計局労働力調査による。

付表Ⅴ 適用法規及び産業別単位労働組合数及び組合員数（3）

（1954年6月末現在）

産 業	労働組合法、公共企業体等労働関係法、地方公営企業労働関係法				公務員法			
	組合数	組 合 員 数			組合数	組 合 員 数		
		計	女	男		計	女	男
水道及び衛生業	115	26,062	2,207	23,855	110	22,581	2,041	20,540
サービス業	6,652	913,857	281,421	630,236	1,510	244,268	52,826	191,439
自動車修理業及びガレージ業	98	13,222	877	12,345	98	13,222	877	12,345
その他の修理業	89	16,959	1,265	15,694	77	15,822	1,192	14,630
映画業	73	12,091	4,055	8,036	73	12,091	4,055	8,036
映画以外の興業娯楽劇場及び附随事業	43	2,937	1,321	1,616	36	2,609	1,283	1,326
教育	3,777	634,803	210,865	423,938	283	20,779	5,490	15,289
日本に駐留する外国軍隊施設	142	121,378	9,833	111,545	142	121,378	9,833	111,545
上記以外のサービス業	1,430	112,267	55,205	57,062	801	58,367	30,099	28,268
公務	3,147	499,012	98,244	400,748	40	13,414	2,873	10,741
分類不能の産業	30	10,454	3,559	6,895	30	10,454	3,559	6,895

（労働省労働統計調査部調——労働組合基本調査）

付表Ⅵ 適用法規及び産業別単位労働組合数及び組合員数（2）

（1954年6月末現在）

産 業	労働組合法、公共企業体等労働関係法、地方公営企業労働関係法				公務員法			
	組合数	組 合 員 数			組合数	組 合 員 数		
		計	女	男		計	女	男
皮革及び皮革製品製造業	55	5,890	1,440	4,150	55	5,890	1,440	4,150
ガラス及び土石製品製造業	584	87,853	19,929	67,924	584	87,853	19,929	67,924
第一次金属製造業	576	216,155	16,237	199,918	576	216,155	16,237	199,918
金属製品製造業	433	44,996	6,897	38,099	433	44,996	6,897	38,099
機械製造業	1,188	163,875	17,857	146,018	1,188	163,875	17,857	146,018
電気機械器具製造業	528	149,886	38,090	111,796	528	149,886	38,090	111,796
輸送用機械器具製造業	534	208,340	15,921	192,419	533	208,246	15,913	192,333
医療機械、理化学機械、写真機、光学機械器具及び時計製造業	140	35,146	10,573	24,573	140	35,146	10,573	24,573
その他の製造業	165	18,449	8,650	9,799	165	18,449	8,650	9,799
卸売及び小売業	1,445	150,878	51,546	99,132	1,117	122,873	49,484	73,189
金融及び保険業	1,349	285,741	100,259	185,482	1,349	285,741	100,259	185,482
不動産業	10	1,843	564	1,079	10	1,843	564	1,079
運輸通信及びその他の公益事業	7,044	1,408,747	187,089	1,242,658	7,037	1,408,210	186,911	1,239,299
鉄道業	1,956	404,575	9,950	394,625	1,956	404,575	9,950	394,625
地方鉄道及び軌道業	213	151,365	19,593	131,772	213	151,365	19,593	131,772
道路旅客運送業	314	56,846	14,218	42,628	314	56,846	14,218	42,628
道路貨物運送業	448	44,722	3,210	41,512	448	44,722	3,210	41,512
水運業	127	91,902	2,462	89,440	126	91,869	2,452	89,417
航空運輸業	2	120	5	115	2	120	5	115
倉庫業	84	7,905	1,316	6,589	84	7,905	1,316	6,589
運輸に附帯するサービス業	778	128,619	8,485	120,134	777	128,596	8,483	120,113
通信業	2,198	345,987	94,138	251,849	2,198	345,987	94,138	251,849
熱、光及び動力供給業	809	151,644	11,505	140,139	809	151,644	11,505	140,139

（労働省労働統計調査部調——労働組合基本調査）

付表Ⅶ 労働協約中女子に特殊な規定の有無

(1954年12月)

婦人少年局調

項 目	実 数		百 分 比	
	規 定 な し	規 定 あ り	規 定 な し	規 定 あ り
男 女 同 一 賃 金	144	18	88.9	11.1
時 間 外 勞 働 制 限	111	51	68.5	31.5
休 日 の 就 業 禁 止	123	39	75.9	24.1
夜 業 の 禁 止	125	37	77.2	22.8
危 険 有 害 業 務 の 就 業 制 限	130	32	80.2	19.8
産 前 産 後 の 休 業	51	111	31.5	68.5
産 前 産 後 の 解 雇 制 限	122	40	75.3	24.7
輕 易 業 務 へ の 転 換	142	20	87.7	12.3
育 児 時 間	86	76	53.1	46.9
生 理 休 暇	40	122	24.7	75.3
帰 郷 旅 費	152	10	93.8	6.2
件 年	55	107	34.0	66.0

付表Ⅷ 産業別労働協約適用単位労働組合数及び組合員数

(1954年6月末現在)

産 業	労働協約を締結しうる合計				労働協約適用組合数					
	組 合 数	組 合 員 数			組 合 数	締 結 率	組 合 員 数			
		計	女	男			計	適用率	女	男
全 産 業	23,447	4,760,943	1,049,231	3,711,712	14,224	60.7%	3,506,841	73.7%	735,371	2,771,470
農 業	113	3,713	976	2,737	74	65.5%	2,500	67.3%	662	1,838
林 業 及 び 狩 猟 業	424	55,734	5,390	50,344	358	84.4%	49,060	88.0%	5,010	44,050
漁 業 及 び 水 産 養 殖 業	131	42,276	1,051	41,225	58	44.3%	24,660	58.3%	619	24,041
鉱 業	1,085	404,917	31,338	373,579	795	73.3%	365,312	90.2%	26,717	338,595
建 設 業	1,402	251,538	61,132	190,406	234	16.7%	30,787	12.2%	2,186	28,601
製 造 業	9,199	1,918,362	573,065	1,345,297	4,616	50.2%	1,301,427	67.8%	402,337	899,090
卸 売 及 び 小 売 業	1,117	122,673	49,484	73,189	664	59.4%	80,703	65.8%	33,907	46,796
金 融 及 び 保 險 業	1,349	285,741	100,259	185,482	894	66.3%	230,209	80.6%	81,091	149,118
不 動 産 業	10	1,643	564	1,079	4	40.0%	1,421	86.5%	471	950
運輸通信及びその他の公益事業	7,037	1,406,210	166,911	1,239,299	5,803	82.5%	1,234,557	87.8%	148,499	1,086,058
サ ー ビ ス 業	1,510	244,268	52,829	191,439	711	47.1%	181,584	74.3%	32,924	148,660
公 務	40	13,414	2,673	10,741	73	32.5%	4,621	34.4%	948	3,673
分類不能の産業	30	10,454	3,559	6,895						

注 1) 女子適用率は婦人少年局において算出。
2) 労働省労働統計調査部門——労働組合基本調査

付表Ⅷ 産業別常設的労使協議機関を有する単位労働組合数及び組合員数（1）

（1954年6月末現在）

産 業	協 約 に も と づ く も の				協 約 に も と づ か な い も の			
	組 合 数	組 合 員 数			組 合 数	組 合 員 数		
		計	女	男		計	女	男
全 産 業	10,825	2,945,845	643,021	2,302,824	2,580	708,742	145,602	563,140
農 業、林 業 及 び 狩 猟 業	375	47,137	5,269	41,868	28	3,288	305	2,983
漁 業 及 び 水 産 養 殖 業	30	18,952	601	18,351	8	5,095	127	4,968
鉱 業	802	289,798	18,525	250,273	185	103,888	15,053	88,835
10 金 属 鉱 業	110	34,010	3,142	30,868	23	9,369	875	8,494
11 石 炭 鉱 業	357	216,484	14,910	201,574	145	93,222	14,071	79,151
上記以外の鉱業	135	19,304	1,473	17,831	17	1,108	107	1,001
建 設 業	158	28,504	2,015	24,489	45	6,882	1,213	5,449
製 造 業	3,742	1,187,878	387,225	820,653	1,232	317,419	72,417	245,002
22 紡 織 業	621	266,374	198,570	67,804	107	34,237	25,943	8,294
26 紙 及 び 類 似 品 製 造 業	124	39,852	5,788	34,064	31	6,682	1,243	5,439
27 印刷出版及び類似産業	184	86,807	10,432	46,375	63	8,197	1,791	6,406
28 化 学 工 業	445	179,240	39,883	139,357	158	34,119	7,549	26,570
29 石油及び石炭製品製造業	40	9,221	1,098	8,123	6	710	51	659
30 ゴム製品製造業	65	22,770	10,283	12,487	28	7,157	2,723	4,434
33 第一次金属製造業	254	159,049	11,857	147,192	89	30,525	2,252	28,273
34 金属製品製造業	169	23,721	3,741	19,980	60	8,443	999	7,444
35 機 械 製 造 業	428	84,994	9,505	75,489	190	35,384	3,822	31,562
36 電気機械器具製造業	189	77,223	17,141	60,082	90	29,932	8,637	21,295
37 輸送用機械器具製造業	169	103,526	7,601	95,925	116	73,754	4,813	68,941
上記以外の製造業	1,054	165,101	51,326	113,775	294	48,279	12,594	35,685
卸 売 及 び 小 売 業	437	88,547	28,513	57,034	87	14,710	8,165	6,545

（労働省労働統計調査部調——労働組合基本調査）

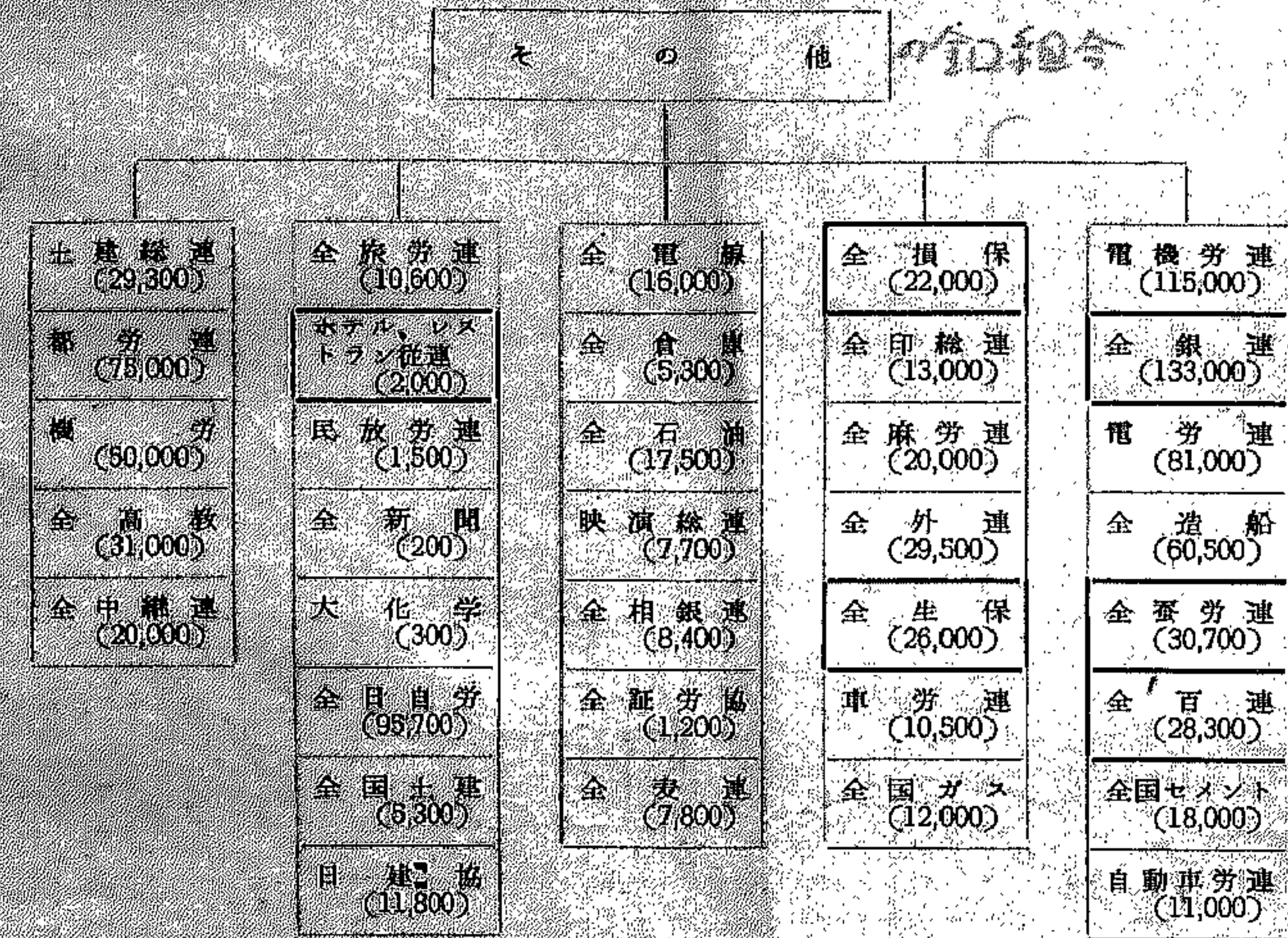
付表Ⅷ 産業別常設的労使協議機関を有する単位労働組合数及び組合員数（2）

（1954年6月末現在）

産 業	協 約 に も と づ く も の				協 約 に も と づ か な い も の			
	組 合 数	組 合 員 数			組 合 数	組 合 員 数		
		計	女	男		計	女	男
金融保険及び不動産業	805	195,787	88,388	128,431	85	12,583	4,781	8,102
運輸通信及びその他の公益事業	4,328	870,148	121,817	848,231	573	148,074	19,388	128,686
60～63 陸 運 業	1,657	425,175	30,234	394,941	185	81,285	9,362	71,923
64 水 運 業	50	85,256	1,223	84,033	19	2,321	629	1,592
67 運輸に附帯するサービス業	192	33,694	2,580	31,114	163	27,819	1,704	26,115
68 通 信 業	1,721	279,115	76,468	202,647	145	22,743	6,821	15,922
70 熱、光及び動力供給業	645	131,705	9,885	121,820	42	6,390	304	6,086
上記以外の公益事業	61	15,203	1,527	13,676	19	5,616	579	5,037
サ ー ビ ス 業	530	181,871	28,873	134,988	218	54,187	18,377	37,810
84 自動車修理業及びガレージ業	31	2,462	174	2,288	10	3,808	201	3,607
85 その他の修理業	20	7,932	611	7,321	10	3,232	52	3,180
86 映 画 業	20	9,235	3,149	6,086	6	787	179	558
87 映画以外の興業娯楽劇場及び附随事業	2	585	224	361	2	109	18	91
91 教 育	45	4,412	1,095	3,317	100	31,640	11,090	20,550
903 日本に駐留する外国軍隊の施設	118	110,940	8,588	102,352	14	6,548	765	5,783
上記以外のサービス業	294	26,405	13,132	13,273	74	8,113	4,072	4,041
公 務	10	3,113	817	2,498	130	42,785	8,355	34,430
分類不能の産業	-	-	-	-	1	1,050	1,400	550

労働省労働統計調査部調——労働組合基本調査

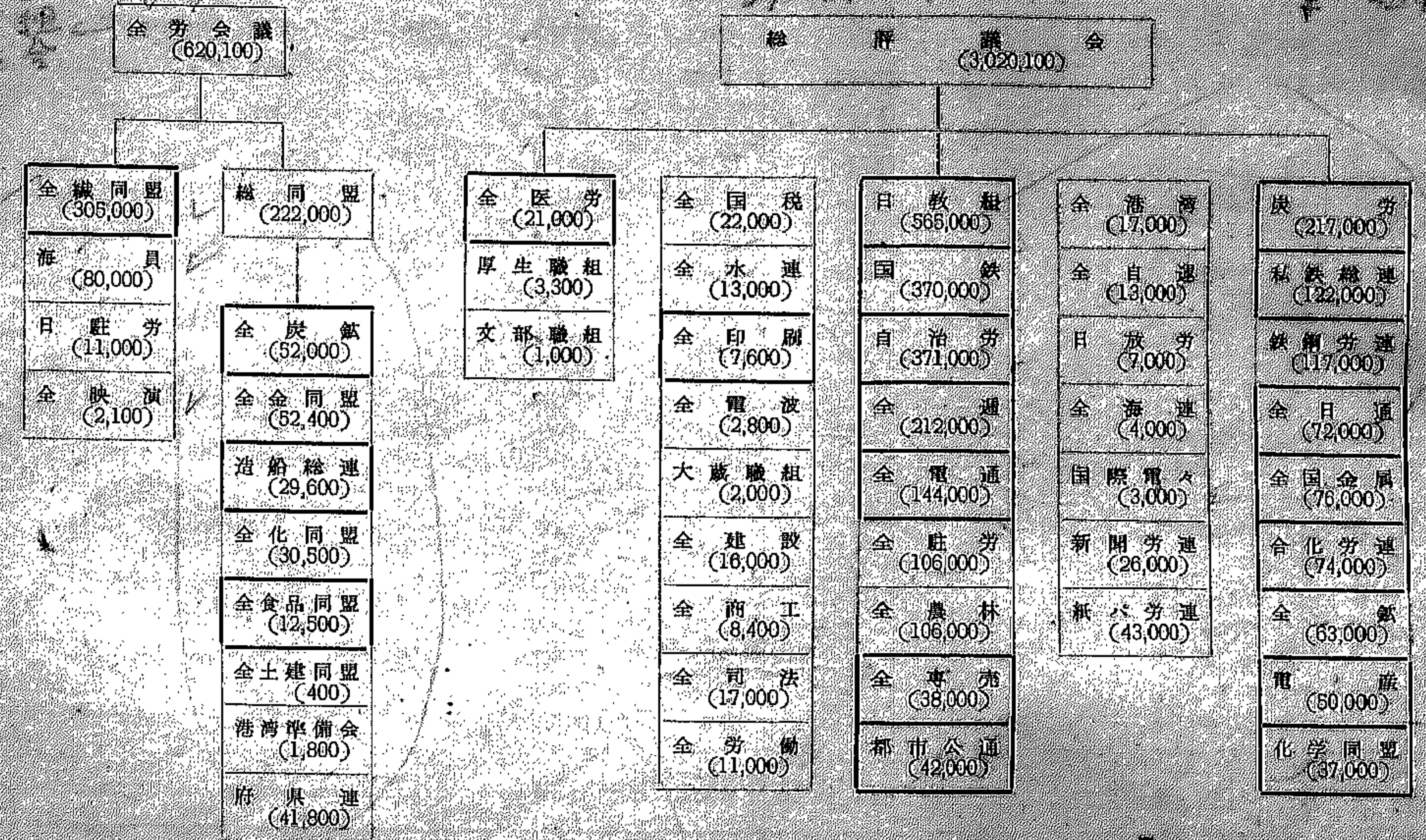
全国主要労働組合系統表 (2)



注 は概ね女子組合員数の多いもの
組合員数は昭和29年6月末労働省労働統計調査部一斉調査による。

(添付資料1)

全国主要労働組合系統表 (1)



5859

（労働省労働局全国主要労働組合一覽）